

平成 28 年度一般財団法人救急振興財団調査研究助成事業

「救急車の転院搬送利用と転院搬送の実態に関する研究」
調査研究体制

代表研究者 佐方 信夫 医療経済研究機構 研究部 研究員

共同研究者 山岡 淳 医療経済研究機構 研究部 主任研究員

事務局 〒105-0003 東京都港区西新橋 1-5-11 11 東洋海事ビル 2 階
一般財団法人 医療経済研究・社会保険協会
医療経済研究機構 総務部

目次

第1章	本調査研究の概要	1
第2章	転院搬送に関するヒアリング調査	5
第3章	救急出動データを用いた転院搬送割合が高い地域の要因の検討	13
第4章	転院搬送に関する病院アンケート調査	23
第5章	まとめ	35
参考資料1	自治体病院アンケート調査結果 単純集計表	41
参考資料2	アンケート調査の自由記述欄に記載された意見	45
参考資料3	アンケート調査票	49
参考資料4	患者等搬送事業者の認定状況	51

第1章 本調査研究の概要

第1章 本調査研究の概要

1 背景と目的

救急搬送の件数は全国的に増加を続けており、軽症者の利用への対応等、救急車の適正利用が検討されている。この中で、救急車による転院搬送も救急出動件数において全体の約 8%を占めており、検討課題になっている。一般的に、転院搬送は最初の医療機関では行えない治療を行うため、より高次の医療機関に搬送することが想定されている（以下、“上り搬送”）。一方で、上記要件を満たさない急性期病院から療養病院などへの転院搬送、いわゆる“下り搬送”の要請も実際には存在し、総務省消防庁および厚生労働省も問題視している。

転院搬送における救急車利用は、消防庁より以前から適正利用の理解を求めているが必ずしも効果が表れていないとの指摘がある¹。実際に、消防庁の「平成 27 年度救急業務のあり方に関する検討会」でも議題の一つとして挙げられ、平成 28 年 3 月末には消防庁次長、厚生労働省医政局長の連名で転院搬送における救急車の適正利用を促す通知が発出されている²³。一方、地域医療構想の策定において、病院は機能分化が求められており、機能の異なる医療機関間の転院搬送は今後更に増加することが予想される。このような背景から、救急車による転院搬送の実態を把握して、救急車の適正利用につながる施策を検討することが求められている。

本研究では、転院搬送における消防本部の救急車利用について、主に地域差に着目して現状を把握するとともに、医療機関が転院搬送で用いる患者搬送車の利用実態について明らかにすることを目的とする。

2 調査研究の構成

本調査研究は、①消防本部へのヒアリング調査、②転院搬送に関連する地域的要因のデータ分析、③病院へのアンケート調査の 3 種類の調査から構成されている。

①消防本部へのヒアリング（第2章）

救急出動件数に占める転院搬送の割合が高い消防本部にヒアリング調査を行い、地域の状況と転院搬送の関連について情報を収集した。また、どのようなパターンで転院搬送が起きるのかを聴取して、転院搬送の多い地域の要因を考察した。

②転院搬送に関連する要因のデータ分析（第3章）

総務省消防庁から提供された救急出動データを集計して、消防本部ごとに出動件数に占める転院搬送の割合を算出した。更に、この集計データに「消防現勢データ」や患者等搬送事業者、医療機関等に関する情報を結合して統計解析を行い、転院搬送の割合に関連する地域の要因について分析した。

¹ 全国消防長会. 週間情報 No. 2724. 2015;1-10.

² 転院搬送における救急車の適正利用の推進について
(消防救第 34 号 医政発 0331 第 48 号 平成 28 年 3 月 31 日)

³ 消防庁. 平成 27 年度救急業務のあり方に関する検討会.

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/kyukyu_arikata/index.html

③病院へのアンケート調査（第4章）

全国の自治体病院に対して、転院搬送における消防本部の救急車利用の頻度と自院で保有する患者搬送車の台数および利用頻度について、郵送法でアンケート調査を実施した。また、平成28年3月末に発出された、転院搬送の救急車利用に係る通知について、その認識や対応についても調査した。

調査研究の構成

第2章 消防本部ヒアリング	第3章 データ分析	第4章 病院アンケート
<ul style="list-style-type: none">• “上り搬送”、“下り搬送”の発生理由やパターン• 転院搬送に関する地域特有の事情	<ul style="list-style-type: none">• 転院搬送の地域差• 転院搬送割合が高くなる地域的要因	<ul style="list-style-type: none">• 転院搬送の頻度• 患者搬送車の保有台数と利用状況• 関連通知の認識

第2章 転院搬送に関するヒアリング調査

第2章 転院搬送に関するヒアリング調査

1 ヒアリング調査概要

転院搬送は地域差が大きく、同じ県内であっても転院搬送の割合は様々である。転院搬送の多い地域では、実際にどのようなパターンの転院搬送要請が多いのか、その現状を把握するために実地でのヒアリングを行った。

2 調査実施内容

1) 調査対象

転院搬送の割合が特に高い九州地方の A 県について、救急出動データから転院搬送割合が高く、一定数以上の出動件数のある消防本部を抽出した。そのうち、搬送パターンがシンプルであると予想される、単一市で構成されている 2 つの消防本部に対してヒアリング調査を行った。

2) 調査実施期間と方法

ア 実施期間 平成 28 年 7 月上旬

イ 調査方法 調査員が対象の消防本部を訪問

3) ヒアリング内容

①九州地方 A 県 X 市消防本部

概要	
①所管地域（値は概数）	所管の世帯と人口：36,000 世帯、84,000 人（65 歳以上の割合：30%） 面積 500km ² 、市域の約 80%は山林原野
②消防本部（値は概数）	消防職 120 名、救急隊員数 60 名、救急自動車数 6 台
③周辺医療機関	一般診療所数 64（病床数 55）、病院数 11（病床数 1,297） 介護保険の特定施設なし 管内で最も大きい病院は自治体が開設者の総合病院（250 床）
④転院搬送件数 （値は概数）	救急出動件数 3,700 件、うち転院搬送 660 件（18%）
ヒアリング項目	
④救急出動全般について	特徴としては、管内に幾つかの総合病院があるが、病院によって診療科の得意・不得意があるため、それに応じて患者を搬送している。例えば、整形外科なら A 病院、小児科なら B 病院と概ね決まっている。

	<p>全般に管内の医療機関の救急受け入れ状況は良くないので、隣県の断らない救急病院へ搬送することもある。隣県には 5.4%ほど搬送している。</p> <p>明らかに集中的な医療を要するケースでは、距離的に近い、隣県の高次医療機関に直接搬送する。重症例や 3 次救急は、ドクターヘリにより県内の高次医療機関に搬送することも多い。距離では 20 km くらいが目安で、救急隊の判断による。</p> <p>患者さんが、かかりつけなどで搬送先の希望を言ってくる場合があり、病院の受け入れ可否と一致しない。患者さんは市民病院がいい、という人が多いが、受け入れはあまり良くない。身元が明らかでない人は受け入れを断られることも多い。</p> <p>件数については、他の地域と同様に高齢者が増加したことにより、出動件数も増加しており、負担感が増している。</p>
<p>⑤ 転院搬送について</p>	<p>診療所や中小規模の病院から高次医療機関への“上り搬送”だけでなく、総合病院から療養病院への“下り搬送”も比較的頻繁に発生する。</p> <p>観光客や隣県の住人がたまたま来ていた時に事故やら急病で病院に入院して、状態が安定して居住地の近くの病院に転院する場合の転院搬送が結構多い。</p> <p>“下り搬送”は以前から行っており、現在まで特に変化はなく、減らそうという動きも聞かれない。転院搬送の適正化に関する通知については知っているが、それによって検討が始まった様子もない。転院搬送の通知に関しては、県に問い合わせたら「このような通知が急に出て、晴天の霹靂だ。」と言っており、特に対応はない。</p> <p>介護タクシーによる転院搬送といっても、実施できる業者もほとんどないので、消防の救急に搬送の要請が入るものと思われる。医療機関側はそれを当然のことと知っているように感じる。救急隊の数が人口に比して少ないので、1 隊あたりの出動回数が多く、転院搬送は負担になっている。</p> <p>転院搬送の際には、あらかじめ前日に時間を連絡してくる場合もあれば、当日に 119 番で要請してくることもある。</p>

	<p>転院搬送では管外も多いので、救急隊も長時間拘束されて、他の隊への負担が増してしまう。</p> <p>医療者の同乗は特に下り搬送で、「<u>軽症なので必要ない</u>」と病院から言われて、断られることがある。</p> <p>救急搬送を受け入れる病院と関係を良好に保つ必要があり、管内の医師ともお互いによく知っているため、“下り搬送”の要請であっても断れない。</p>
--	---

②九州地方 A 県 Y 市消防本部

概要	
①所管地域（値は概数）	所管の世帯と人口：12,000 世帯、28,000 人（65 歳以上の割合：40%） 面積 320km ²
②消防本部（値は概数）	消防職 100 名、救急隊員数 30 名、救急自動車数 4 台（転院割合 27%）
③周辺医療機関	一般診療所数 18（病床数 99）、病院数 3（病床数 344） 介護保険の特定施設なし 管内で最も大きい病院は自治体が開設者の総合病院（208 床）
④転院搬送件数 （値は概数）	救急出動件数 1,300 件、うち転院搬送 360 件（27%）
ヒアリング項目	
④救急出動全般について	<p>管内の救急出動では、ほとんどの患者を市民病院へ搬送している。人口は減ってきているが、高齢化率は上がっており、出動件数は増加している。認知症の徘徊などが発生するようになった。</p> <p>市の試みで高齢者の自宅に医療情報カードを目立つ所に貼ってもらっているため、家族への連絡先や既往歴、かかりつけ医の情報などは入手しやすくなった。</p> <p>最近では高齢者の軽症の要請が多いと感じる。例えば、ちょっと熱がでて病院へ行こうにも動けないといった要請などがある。</p>

	<p>重症患者においても一旦は市民病院へ搬送しているが、脳外科が非常勤になり、直ぐに転院することになる。ドクターヘリも市民病院で乗せるので、必ず市民病院でワンクッションおいている。</p> <p>整形外科は救急を受け入れてくれるところがないので、外傷などでは直接管外へ搬送することが多い。</p> <p>以前はたらい回しなどなかったが、最近は搬送先の選定に何件もかけたという記録をよく目にするようになった。</p> <p>ドクターヘリもよく利用するが、ほとんど救急隊の感覚的なもので呼んでいる。キーワードを利用することもあるが、あまりその通りにいかない。</p> <p>高齢者施設で死亡例について救急要請もあり、施設で看取ってくれればいいのと思うことがある。</p>
<p>⑤転院搬送について</p>	<p>“上り搬送”は頻繁にあるが、“下り搬送”はほぼない。以前は市民病院から回復期リハ病院などあったが、今は年に1件あるかどうかのレベルになっている。療養病院などへの“下り”の転院は、転院先の保有する病院救急車や患者搬送車を使っていると聞いている。市民病院は病院救急車を保有していない。</p> <p>診療所から市民病院への上り搬送も一定程度ある。 転院搬送の依頼は病院から事前に予約してくることは少ない。</p> <p>救急患者はとりあえず市民病院へ搬送するが、そこで治療できない疾患であると直ぐに管外の高次医療機関へ転院となる。患者の状態によるが、搬送されて1時間後に転院することもあれば、翌日に予定の転院搬送となることもある。脳外科医が非常勤であり、脳血管疾患はほぼ全て転院になるため、転院搬送の頻度が高くなっていると思われる。</p> <p>上り搬送であっても、もし市民病院が病院救急車を持っていたら、又は民間の搬送事業者がいて、医療者が同乗すれば搬送できるような、状態の安定したケースも多い。</p> <p>転院搬送では概ね医師か看護師が同乗しているので、医療的には問題ない。ただし、転院搬送は半分以上管外のため、救急車と隊員の拘束時</p>

	<p>間が長くなる。現在のところ、他の出動要請が転院搬送時と重なって、対応が遅れたということはない。</p> <p>最近では、重症例や脳血管疾患が強く疑われるものは直接管外の高次医療機関へ搬送するため、転院搬送は減少してきている。</p>
--	---

3) 小括

上記ヒアリング結果から、転院搬送が多い地域での事例として、①規模の小さい地方中核病院が、救急患者を一旦受け入れてから都市部の高次医療機関へ転院させる上り搬送、②患者等搬送事業者が地域になく、患者搬送車をもたない地方の病院からの下り搬送、の2つのパターンが明らかになった。これらはA県に限らず、他の地域でも当てはまるのではないかと考えられた。逆に、都市部では近くに高次医療機関が複数存在すること、患者搬送等事業者も多いことから、上記のような事例は起きにくいと考えられた。

以上より、転院搬送の問題は地域の医療資源や患者の搬送能力と関係しており、都市部と地方で地域差が存在することが予想された。実際に都道府県間の転院搬送割合の差については、消防庁の検討会でも示されているとおり、東京、神奈川、大阪、京都、愛知など大都市圏で低い⁴。しかし、同じ都道府県内であっても都市部と地方部が存在するため、市町村間でも転院搬送の割合に違いがあるのではないかと考えられた。

⁴ 消防庁. 平成27年度救急業務のあり方に関する検討会. 第1回資料 P21
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/kyukyu_arikata/01/shiryo01-01.pdf

第3章

救急出動データを用いた転院搬送割合が高い地域の要因の検討

第3章 救急出動データを用いた転院搬送割合が高い地域の要因の検討

1 背景

第2章ヒアリングから、地方部で大規模医療機関のない地域では、転院搬送の割合が高くなる可能性が考えられた。これについてはデータで客観的に示される必要があり、どのような地域で転院搬送割合が高くなるのか定量的な指標で検討することが求められる。

そこで、転院搬送の割合が高くなる地域的な要因を明らかにすることを目的に、現在公開されているデータや総務省消防庁などから提供されたデータを利用して統計学的分析を行った。

2 使用したデータ

- ・平成27年救急出動データ : 総務省消防庁から任意提供
- ・平成28年版現勢データ : 全国消防長会ホームページで公開
(<https://www.fcj.gr.jp/info/index.html>, 平成29年1月16日最終アクセス)
- ・平成27年度医療施設調査(動態): 政府統計の総合窓口 e-Stat で公開
(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001030908>, 平成29年1月16日最終アクセス)
- ・患者搬送等事業者届出一覧: 総務省消防庁に対し情報公開請求を行い取得

3 分析方法

①転院搬送データを消防本部ごとに集計

総務省消防庁より提供された救急出動データのうち、入電時刻、事故種別、消防本部コードが未入力のデータを除き、2014年1月1日から2014年12月31日の間のデータを消防本部ごとに集計した。消防本部ごとに算出した転院搬送の件数を出動総件数で除して、転院搬送件数の救急出動件数に占める割合(以下、転院搬送割合)を算出した。

②消防本部に管区の情報を結合

消防現勢データで得られた消防本部ごとの消防職員数、救急車台数、人口および面積と医療施設調査で得られた市区町村内の病院数、病床数、さらに患者搬送等事業者の届出情報から得られた事業者数および所有する患者搬送車の台数を①で作成したデータと結合してデータベースを作成した。このうち、統廃合などでデータの結合が行えなかった消防本部のデータについては、相関分析および多変量解析では除外した。

③転院搬送割合に関連する因子の検討

②で作成した消防本部ごとの集計データを用いて、従属変数を転院搬送割合、独立変数を所管する人口および面積、消防職員数、救急車台数、民間患者搬送等事業者の搬送車台数、管内の病院数、救急告示病院数、地域医療支援病院数、総病床数、一般病床数、療養病床数として、相関分析を行った。相関分析ではピアソン積率相関係数(通常、単相関係数)を適用した。また、相関係数で絶対値が0.4を超えた変数を用いて、総当たり法による重回帰分析を行った。

4 分析結果

1) 記述統計

①基本集計 (表 1)

2014 年の救急出動データを消防本部ごとに集計したところ、全国の消防本部の転院搬送割合は平均で 11.1%であった。転院搬送割合は消防本部により最も少ない所で 0.4%、最も多い所で 34.9%と大きな差を認めた。また、約 1 割の消防本部は転院搬送割合が 18%を超えることが分かった。ヒストグラムでは 8%にピークが認められ、転院搬送割合が 6-13%の消防本部が多かった。

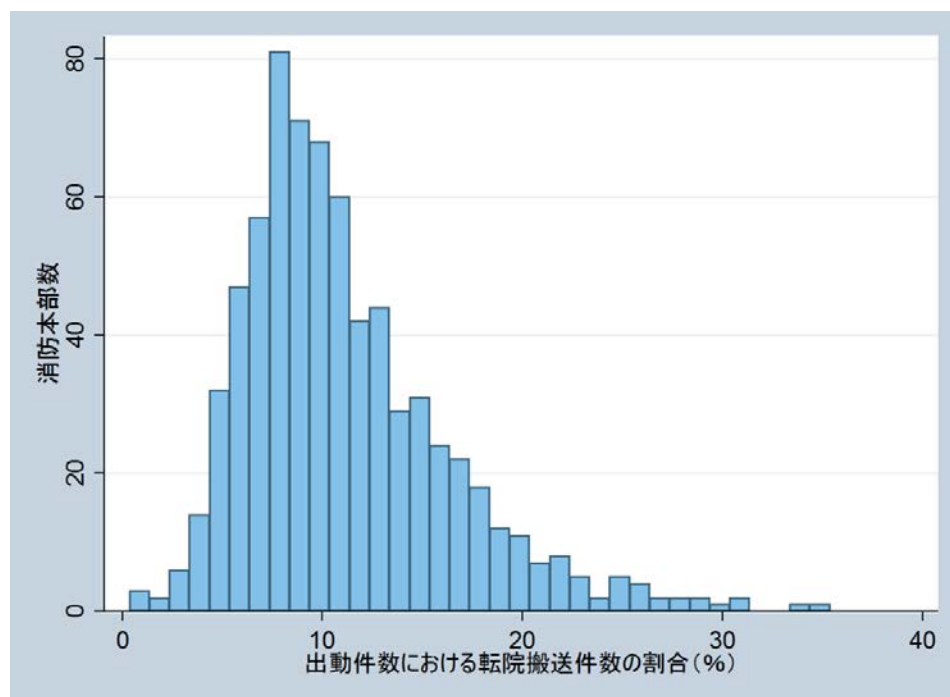


図 1 転院搬送割合のヒストグラム

消防本部数	716	転院搬送割合のパーセンタイル値	
出動総件数	4,613,349	1%	2.72
転院搬送件数	439,167	5%	4.66
転院搬送割合 (%)		10%	5.71
		25%	7.57
平均値	11.11	50%	10.04
標準偏差	5.19	75%	13.67
最小値	0.35	90%	17.84
最大値	34.91	95%	21.33
		99%	27.82

表 1 消防本部における出動総件数における転院搬送件数の割合

②都道府県別の消防本部における転院搬送割合の分布

図 2-1、図 2-2 のヒストグラムで都道府県別に転院搬送割合と消防本部の数を示した（X 軸の赤線は転院搬送割合 10% の基準線）。ヒストグラムから同一都道府県内であっても、地域（消防本部）によって転院搬送割合は様々であることが明らかになった。都道府県間でも、北海道のように分布が大きくばらついているところから、愛知県のようにばらつきが少ないところまで様々であった。

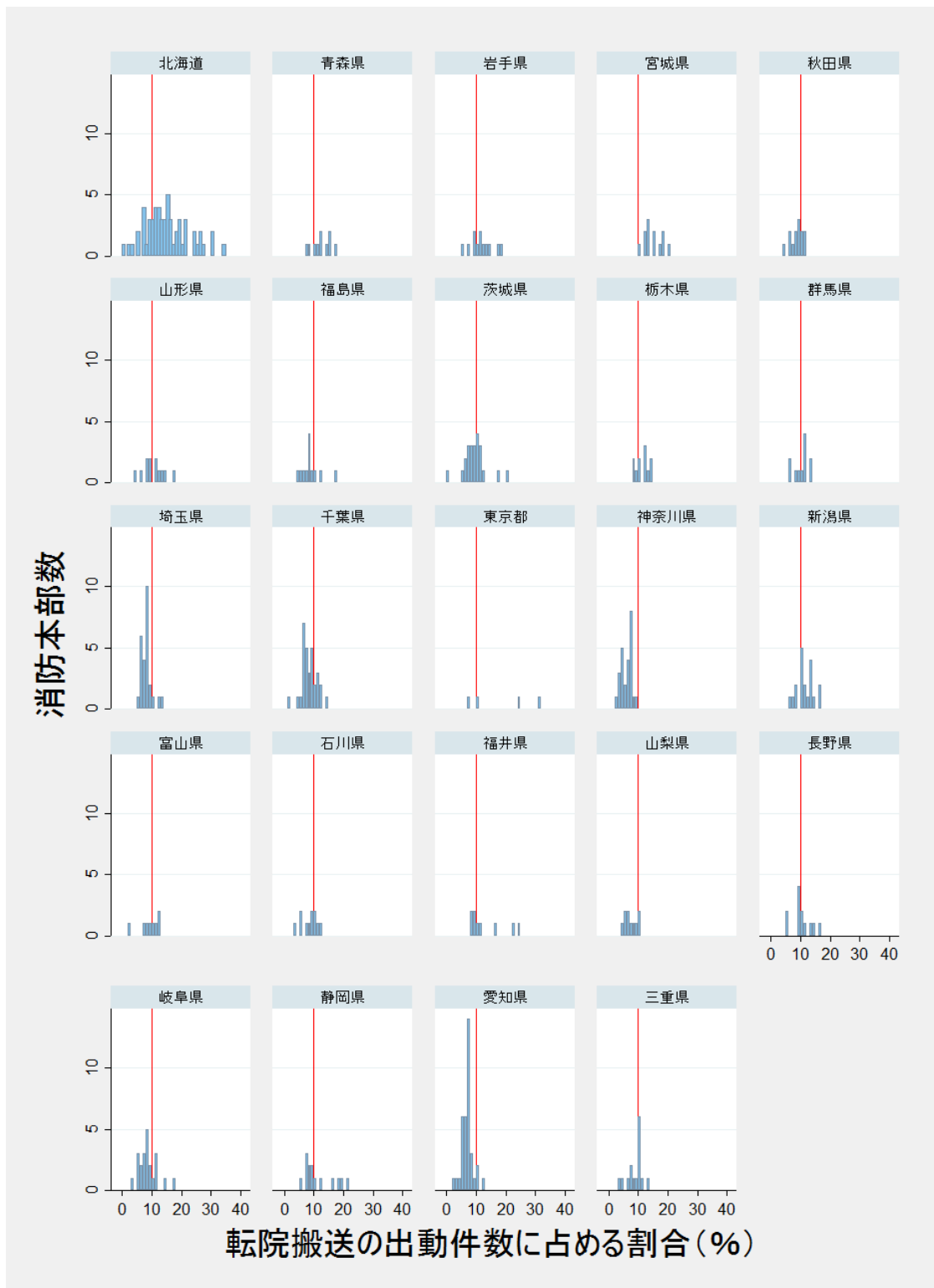


図 2-1 都道府県別・転院搬送割合のヒストグラム（北海道・東北・関東・中部）

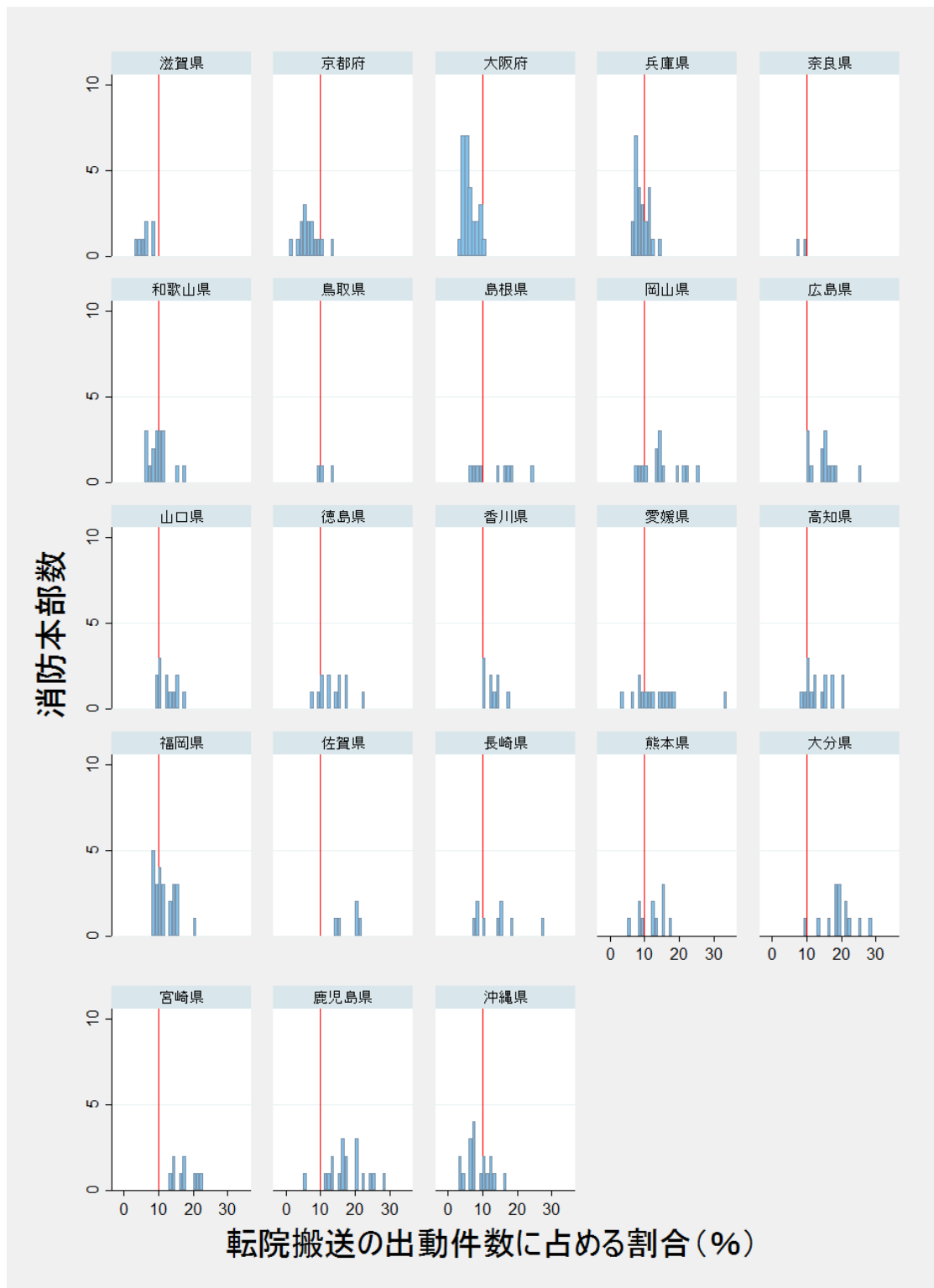


図 2-2 都道府県別・転院搬送割合のヒストグラム (関西・中国・四国・九州・沖縄)

2) 相関分析

各消防本部の転院搬送割合と管内の地域的な要因がどの程度関連しているのか調べるために相関分析を行った。従属変数（目的変数）である「転院搬送割合（転院搬送件数／出動総件数）」と独立変数（説明変数）13項目との相関係数を算出した結果を表2で示す。分析の結果、転院搬送割合において相関係数（絶対値）が0.3を超えた項目は「所管面積」「人口密度」の2つであった。

表2 転院搬送割合と各要因の相関

変数名	所管人口 (人)	所管面積 (km ²)	人口密度	消防職員 数(人)	消防救急 車台数 (台)	患者搬送 車台数 (台)
相関係数	-0.1582	0.3351	-0.3355	-0.1436	-0.0827	-0.1293
P-value	0.0000	0.0000	0.0000	0.0002	0.0308	0.0007
判定	**	**	**	**	*	**

変数名	病院数	救急告示 病院数(再 掲)	地域医療 支援病院 数(再掲)	総病床数	療養病床 数 (再掲)	一般病床 数 (再掲)
相関係数	-0.0448	-0.0462	-0.0875	-0.0990	-0.0594	-0.1168
P-value	0.2422	0.2284	0.0223	0.0097	0.1213	0.0023
判定			*	**		**

p 値: **<0.01<*<0.05

3) 重回帰分析による転院搬送率に関連する諸要素の検討

先の相関分析から得た結果を参考に転院搬送率に関連する要素について、重回帰分析により検討した。重回帰分析を行うことによって、他の変数による影響を調整した上での、当該変数と転院搬送率の関係性を明らかにするためである。検討する要素と転院搬送率との関連性に関する仮説は以下の通りである。

- ① 地域指標：人口密度…相関分析の結果で相関係数が高かった値。都市部または地方の状況を反映しうるために設ける。
- ② 地域指標：人口規模…相関分析の結果で相関係数が高かった値。
- ③ 救急提供体制：救急車あたりの搬送者数…救急車あたりの出動数が多い消防本部の方が忙しく、不急の転院搬送を消防本部が拒否する、または病院側が躊躇しうるのではないか。
- ④ 医療提供体制：人口当たりの病床数…病床数にゆとりのある地域では回復期や慢性期の転院が多く、転院搬送が増加するのではないか。
- ⑤ 医療提供体制：病院当たりの病床数…小さな病院が多い地域では、病院内で対応が難しい事例に関して転院に繋がりがやすいのではないか。

ここでは、転院搬送率を被説明変数とし、上記の5指標に加え、都道府県ダミーを説明変数としたOLSⁱ⁾による重回帰分析を実施した。なお、変数の分布を考慮し、人口密度、人口規模、救急車あたりの搬送者数は対数変換をしている。また各変数が転院搬送率に及ぼす影響を明らかにするため、7つのモデルを設けて推定を行った。

変数の統計量は表2、分析に使用した変数間の相関は表3、結果は表4に示す。

表3・統計量

	救急車あたり搬送者数								
	転院搬送率	人口密度	人口密度log	人口	人口log	救急車あたり搬送者数	log	人口当たり病床数	病院当たり病床数
度数	682	682	682	682	682	682	682	682	682
平均値	.1114	1047.3482	2.5069	151238	4.9144	779.2	2.8196	.0132	180.6
中央値	.1010	271.4626	2.4337	77483	4.8892	668.9	2.8254	.0123	173.4
標準偏差	.05181	1876.82806	.68775	272404	.45054	460.4	.25765	.00702	82.1
最小値	.00	7.37	.87	2535	3.40	66.0	1.82	0.00	0.0
最大値	.35	14660.80	4.17	3726365	6.57	2940.1	3.47	.04	686.7
パーセント									
25	.0757	99.1062	1.9961	39930	4.6013	463.2	2.6658	.0086	132.0
50	.1010	271.4626	2.4337	77483	4.8892	668.9	2.8254	.0123	173.4
75	.1370	1016.1071	3.0069	156092	5.1934	972.0	2.9877	.0167	215.0

表4・相関係数

	救急車あたり搬送者数					
	転院搬送率	人口密度log	人口log	救急車あたり搬送者数	人口当たり病床数	病院当たり病床数
転院搬送率	1	-.492	-.273	-.334	.220	-.318
人口密度log	-.492	1	.594	.775	-.172	.311
人口log	-.273	.594	1	.753	-.039	.276
救急車あたり搬送者数	-.334	.775	.753	1	-.049	.216
人口当たり病床数	.220	-.172	-.039	-.049	1	.314
病院当たり病床数	-.318	.311	.276	.216	.314	1

i) OLS: Ordinary Least Squares regression, 最小2乗法

表5・結果表

	モデルa	モデルb	モデルc	モデルd	モデルe	モデルf	モデルg
定数項	0.11508 ***	0.18656 ***	0.02352 ***	0.16382 ***	0.24204 ***	0.13360 ***	0.18210 ***
人口密度(log)		-0.02810 ***		-0.03109 ***			-0.02466 ***
人口規模(log)			0.00393 **	0.00592			0.01006 .
救急車あたり搬送者数(log)					-0.04435 ***		-0.01509
人口当たり病床数						1.03500 ***	0.77650 **
病院当たり病床数						-0.00014 ***	-0.00010 ***
都道府県ダミー	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes
修正済みR2	0.3832 ***	0.4446 ***	0.3945 ***	0.4452 ***	0.4137 ***	0.4642 ***	0.5006 ***
サンプル数	682	682	682	682	682	682	682

p値: *** < .001 < ** < .01 < * < .05 < . < 0.1

推定の結果より、人口密度、人口当たり病床数、病院当たり病床数は、仮説通りの結果となり、人口規模と人口当たりの病床数とは正の相関、人口密度と病院当たりの病床数では負の相関が確認された。人口規模に関しては、仮説を設けなかったが、人口の多いほうが行政のスケールメリットが働き、充実した救急の提供体制が構築され、転院搬送への対応が可能になり転院搬送率を引き上げる可能性が統計的な優位性は弱いながらも本分析から示唆される。

また、救急車あたりの搬送者数に関しては、モデルeで単一変数との相関を推定した場合は、仮説通りの結果となったが、他の変数を加えたモデルgでは統計的に有意な結果が得られなかった。

5 分析結果の考察

重回帰分析の結果から、転院搬送割合には、所管地域の人口密度が強く関連すると考えられ、人口密度が上がるほど転院搬送割合は低下する結果であった。これは、過疎の地方部に転院搬送が多いのではないかと、という前章までの仮説を裏付ける内容であった。医療提供体制との関連では人口当たり病床数も転院搬送割合と関連しており、これは管内の病院数の少なさや中核病院が小規模であることによって、より高次の医療機関への転院搬送が多くなった可能性がある。

本解析から転院搬送割合は人口密度の低いエリアで高くなるという考えがデータからも客観的に示された。

第4章 転院搬送に関する病院アンケート調査

第4章 転院搬送に関する病院アンケート調査

1 背景

転院搬送については、その対策として民間の患者等搬送事業者や病院救急車の利用促進などが提言されている。しかし、実際には前章までのとおり、転院搬送は大規模病院がない、人口密度の低い地方部に多く、このような地域では患者搬送等事業者や病院救急車などの移送手段自体が不足しているのではないかと考えられた。一方で、医療機関が患者搬送車をどの程度保有しており、また利用しているのかについては把握されていない。そこで、地方部に所在することの多い、自治体病院を対象に患者搬送車の保有台数や利用状況などについて調査を行うこととした。

2 調査対象

開設主体が都道府県立・政令指定都市立・市町村立・組合立のいずれかであって、一般病床を20床以上有しており、内科と外科の両方を標榜している病院とした。

3 調査内容

以下の内容を調査した。

- ・ 転院搬送方法の決定者（職種）
- ・ “上り搬送”の頻度
- ・ “下り搬送”の頻度
- ・ 病院救急車、患者輸送者、車いす移動車の保有台数およびその使用頻度
- ・ 平成28年3月末の転院搬送に係る通知の認知度および対応
- ・ 転院搬送について問題と感ずること

4 調査方法

- ・ 郵送自記式
- ・ 転院時の移動手段を手配または管理している者へ回答を依頼
- ・ アンケート実施期間 平成29年1月13日～25日

5 調査結果

対象医療機関645病院へ調査票を発送した。返送された回答382通のうち、回答に不備があった1通を除く、381通を有効回答とした（有効回答率59.0%）。

1) 都道府県別回収状況（有効回答のみ）

有効な回答のあった 381 病院について、都道府県ごとの回答数を表 5 に示す

都道府県名	発送数	回答数	都道府県名	発送数	回答数
北海道	69	41	滋賀県	11	9
青森県	20	13	京都府	8	3
岩手県	27	17	大阪府	13	10
宮城県	25	16	兵庫県	30	16
秋田県	7	2	奈良県	5	2
山形県	19	12	和歌山県	11	5
福島県	12	8	鳥取県	8	4
茨城県	5	3	島根県	10	6
栃木県	2	1	岡山県	14	8
群馬県	10	6	広島県	12	9
埼玉県	9	4	山口県	13	6
千葉県	21	10	徳島県	10	3
東京都	16	5	香川県	7	3
神奈川県	13	8	愛媛県	13	10
新潟県	16	9	高知県	8	6
富山県	10	8	福岡県	8	4
石川県	16	11	佐賀県	6	3
福井県	6	1	長崎県	10	7
山梨県	10	7	熊本県	15	11
長野県	16	11	大分県	3	2
岐阜県	14	10	宮崎県	14	8
静岡県	19	13	鹿児島県	9	5
愛知県	28	17	沖縄県	5	3
三重県	12	5	総計	645	381

表 5 都道府県別調査票発送数および回答数

2) 調査に参加した病院の病床数

調査に対して有効な回答のあった381病院の病床数の分布を以下のグラフに示す(図3)。200床未満の病院は219病院で回答全体の57.5%を占め、次いで200床以上500床未満が116病院(30.5%)、500床以上が46病院(12.1%)であった。

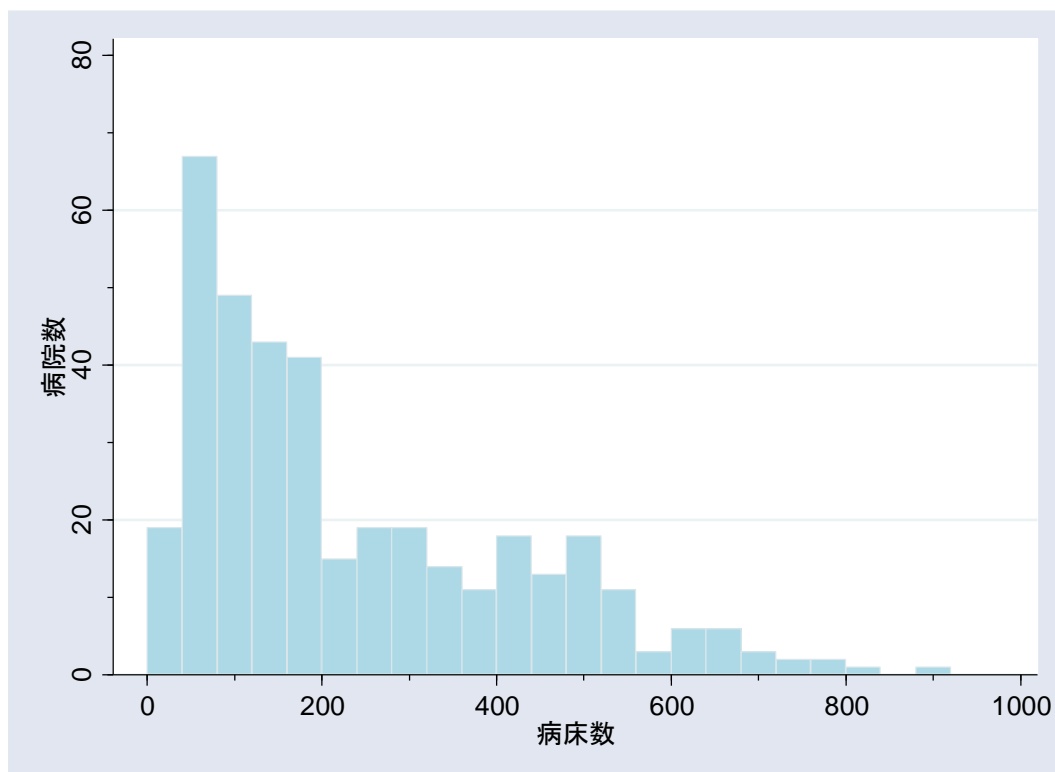
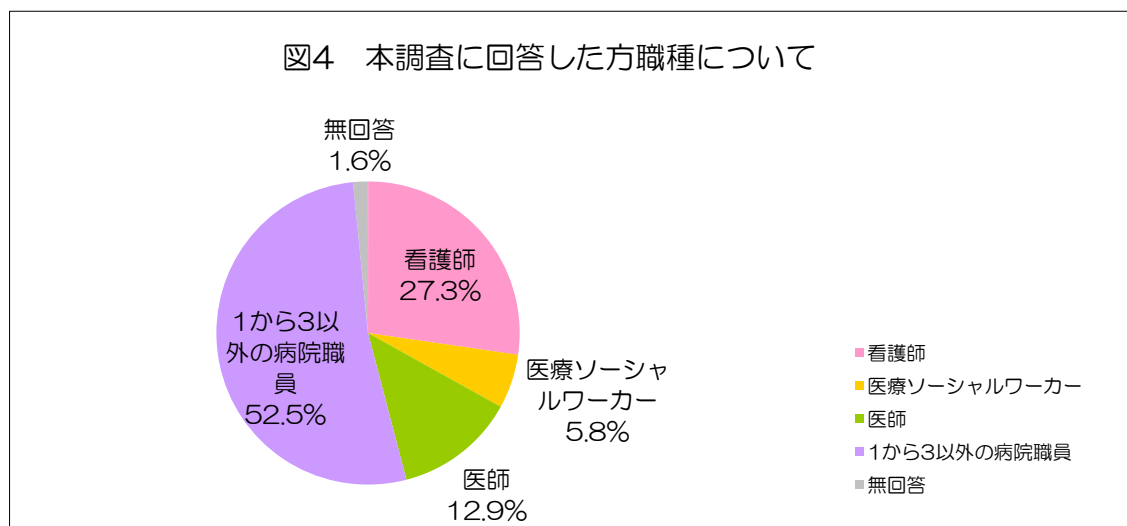


図3 調査に参加した病院の病床数

3) アンケート項目に対する回答

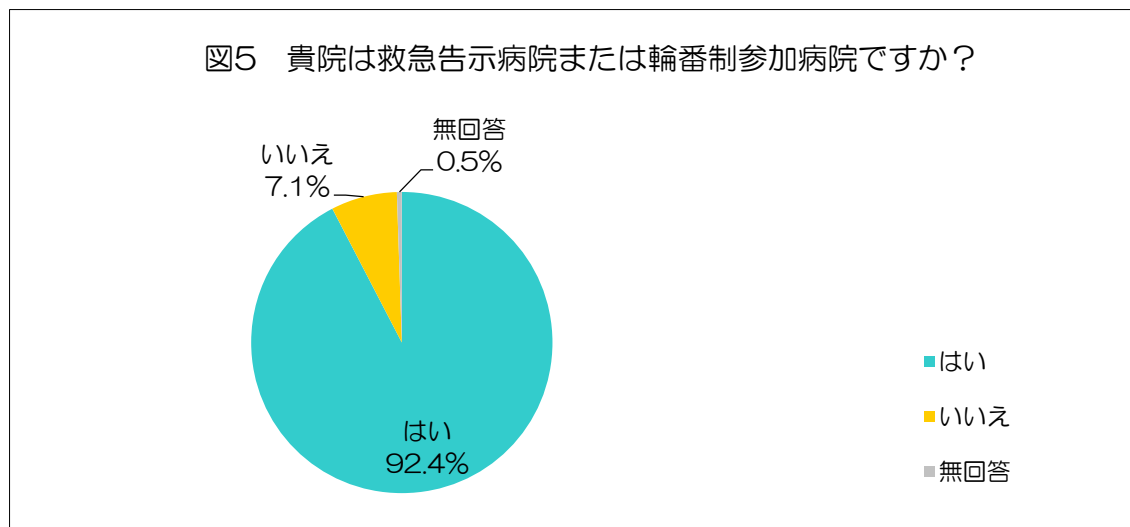
① 回答者の属性

本調査においては、転院搬送の手配を行う担当者に回答を依頼したところ、看護師による回答が104病院(27.3%)、医師が49病院(12.9%)、医療ソーシャルワーカーが22病院(5.8%)、それ以外の病院職員が200病院(52.5%)であった。



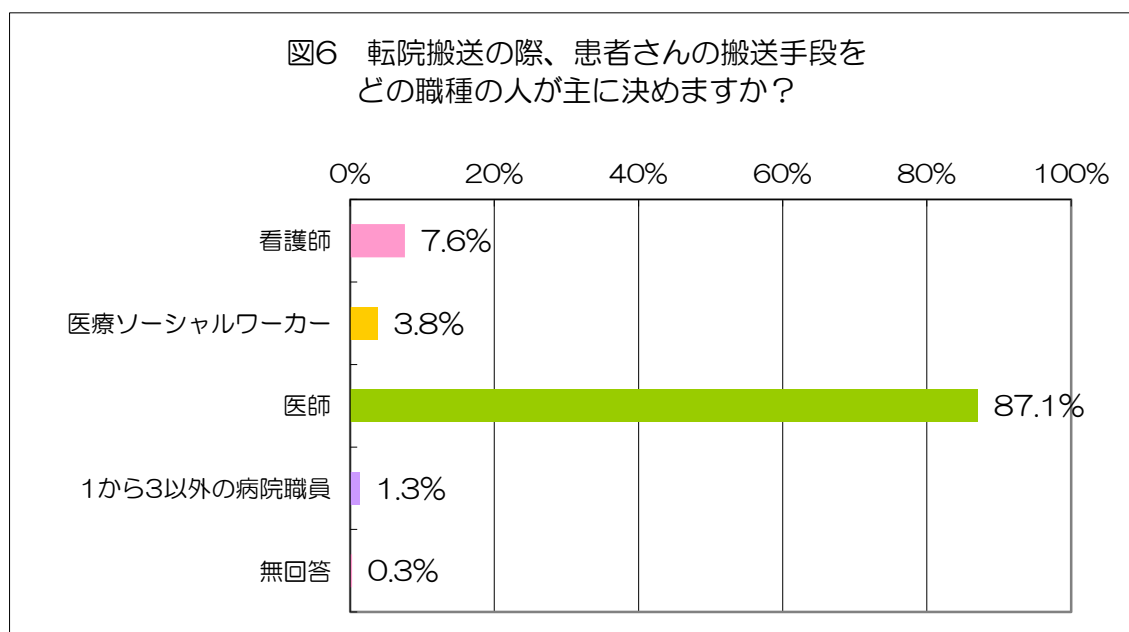
② 回答医療機関の救急告示

回答のあった 381 病院のうち 352 病院（92.4%）は救急告示病院または輪番参加病院であった。



③ 転院搬送手段を決定する職種

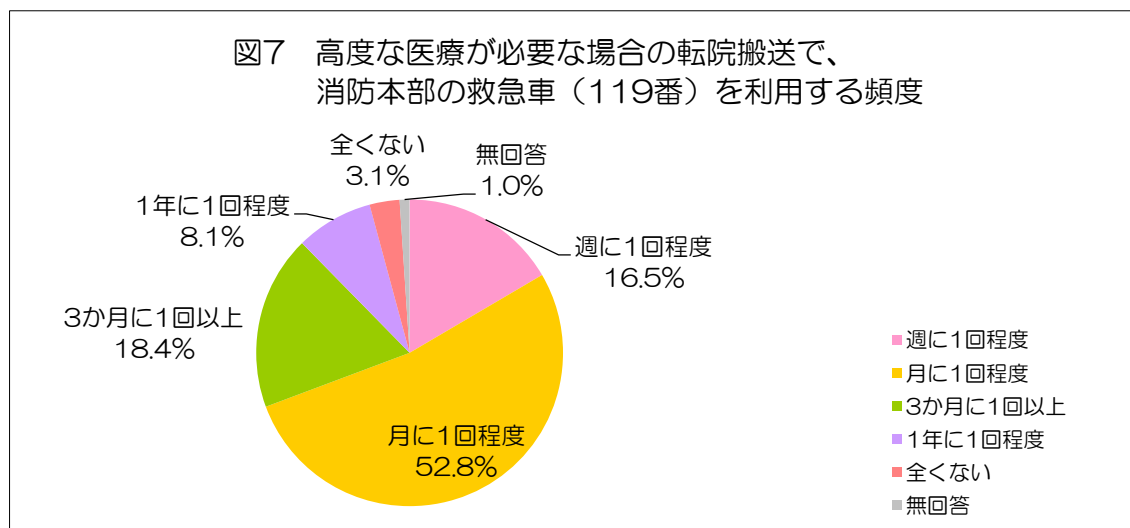
転院搬送の手段を主に決める人の職種について尋ねたところ、医師が 87.1%と大半を占め、看護師が 7.6%、医療ソーシャルワーカーが 7.6%であった。



④ 転院搬送における消防本部の救急車（119番）の利用頻度

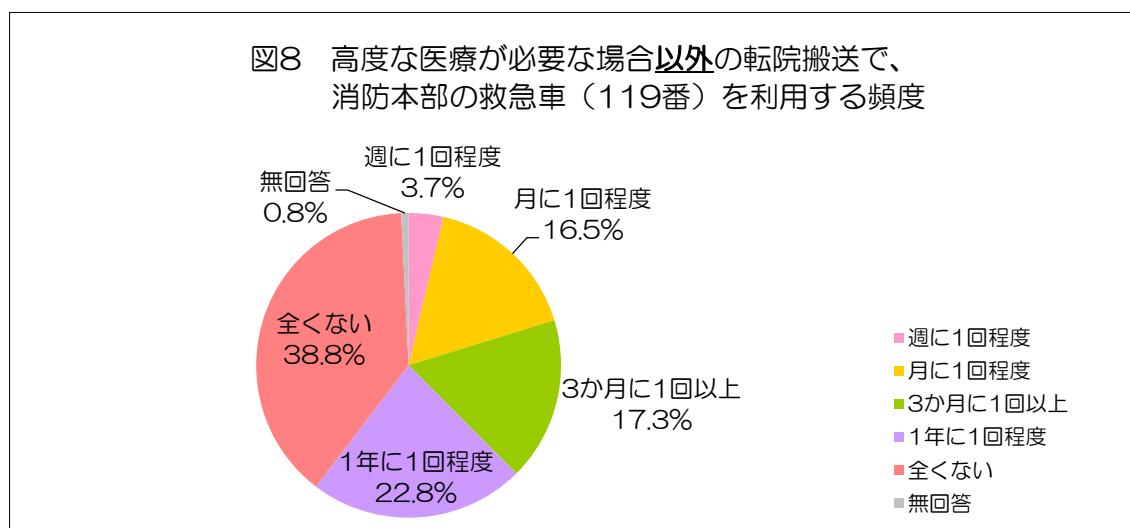
イ) 高度な医療が必要な場合の転院搬送（いわゆる“上り搬送”）での救急車利用

自院で対応できない高度な医療が必要な場合の転院搬送で、消防本部の救急車（119番）を利用する頻度をたずねたところ、月に1回程度が52.8%で最も多く、次いで3か月に1回以上が18.4%、週に1回程度が16.5%であった。また、1年1回程度（8.1%）や全くない（3.1%）と回答した病院も存在した。



ロ) 高度な医療が必要な場合以外の転院搬送（いわゆる“下り搬送”）での救急車利用

自院で対応できない高度な医療が必要な場合以外の転院搬送で、消防本部の救急車（119番）を利用する頻度をたずねたところ、「全くない」と回答した医療機関が38.8%で最も多く、次いで「1年に1回程度」22.8%、「3か月に1回以上」17.3%、「月に1回程度」16.5%であった。また、「週に1回程度」と回答した病院も3.7%（14病院）存在した。



⑤ 病院の保有する患者搬送車の台数

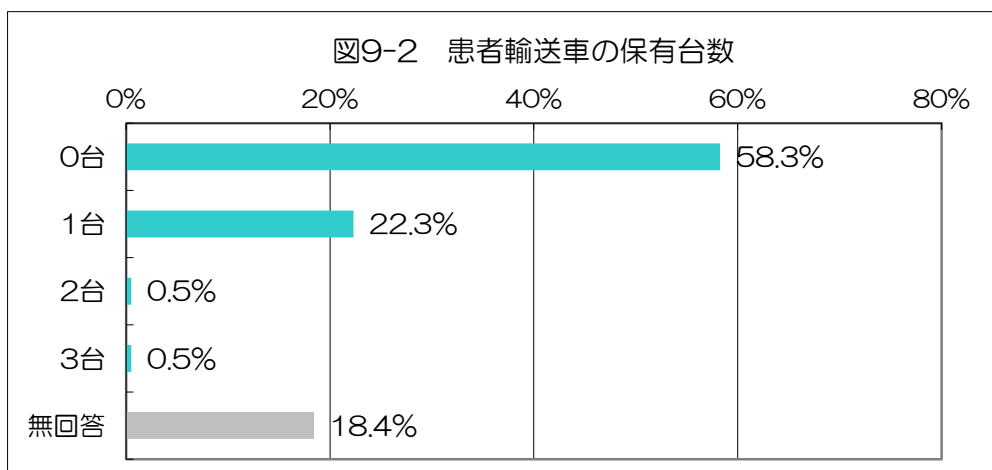
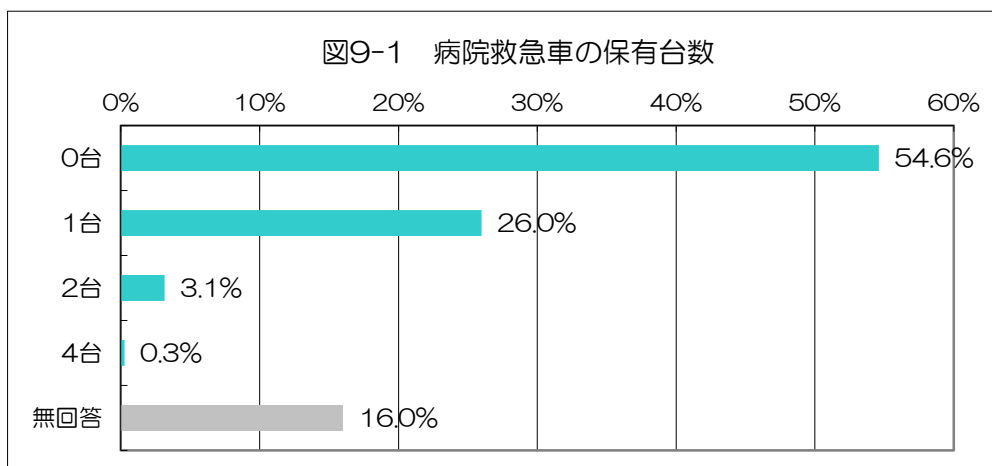
病院救急車は1台保有している病院が26.0%、2台保有している病院が3.1%であり、1病院のみ4台保有していると回答した。それ以外の70.9%の病院は0台または無回答であった。

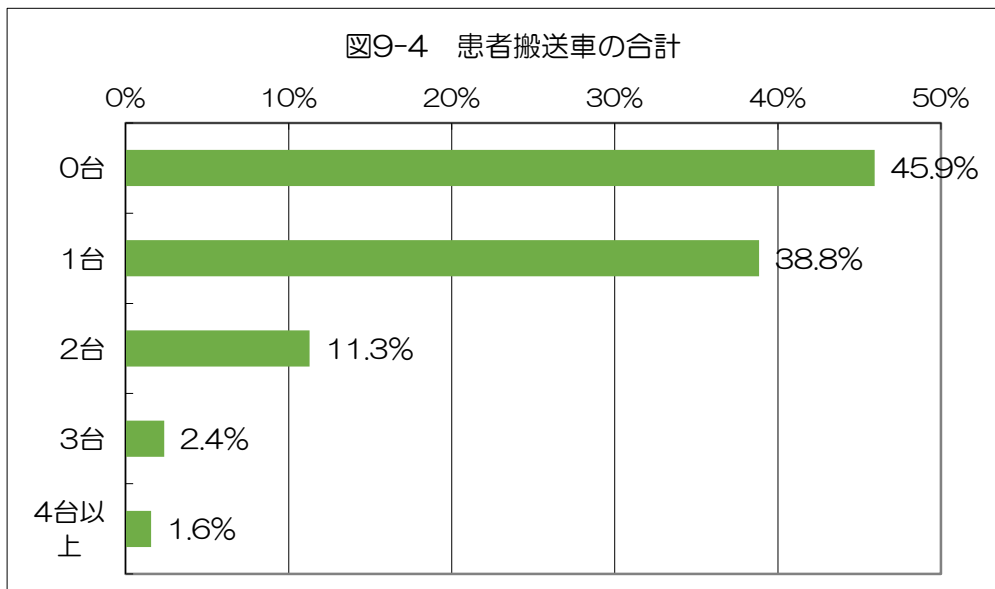
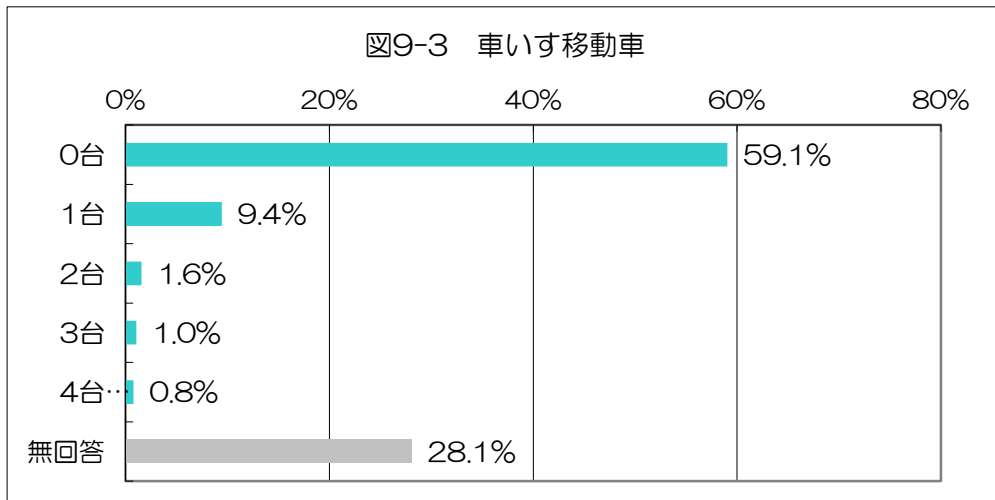
患者輸送車は1台保有している病院が22.3%であり、2台以上保有している病院が1%であった。それ以外の76.7%の病院は0台または無回答であった。

車いす移動車は1台保有している病院が9.4%であり、2台以上保有している病院が3.4%であった。それ以外の87.2%の病院は0台または無回答であった。

上記のいずれかの患者搬送用の車両を1台以上保有している医療機関は54.1%であり、1台も保有していない病院は45.9%であった。なお、車いす移動車を4台以上保有していると回答した病院では、同一法人の老人保健施設等で利用している車両を含めて回答している例のあることが分かった。

*病院救急車：医療機器・材料を搭載しており、医療処置を行うことができる車両。患者輸送車：専用の寝台や担架を有している患者搬送用の車両。車いす移動車：車いすに座ったまま乗車できて、車体に車いすを固定できる車両。

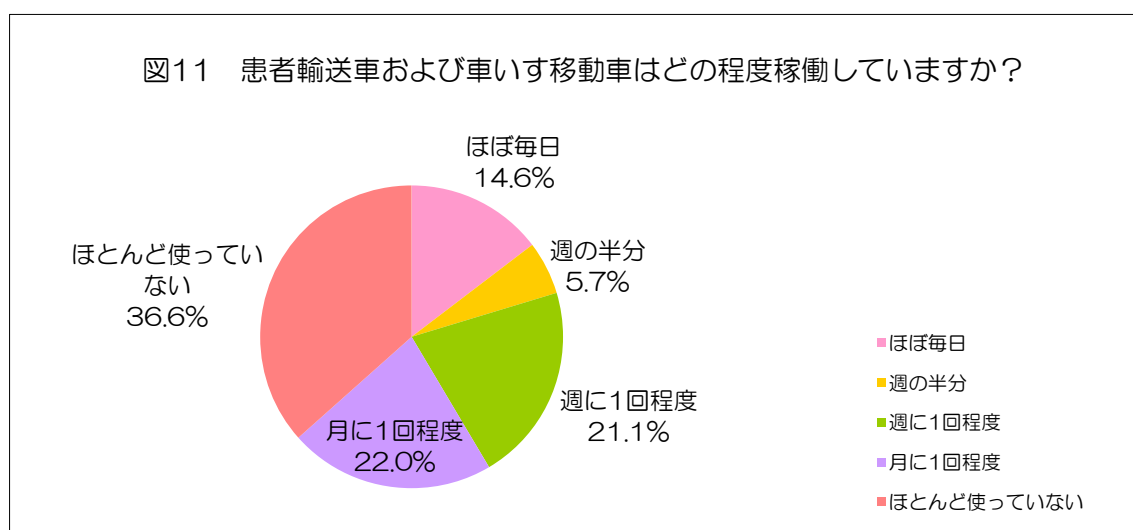
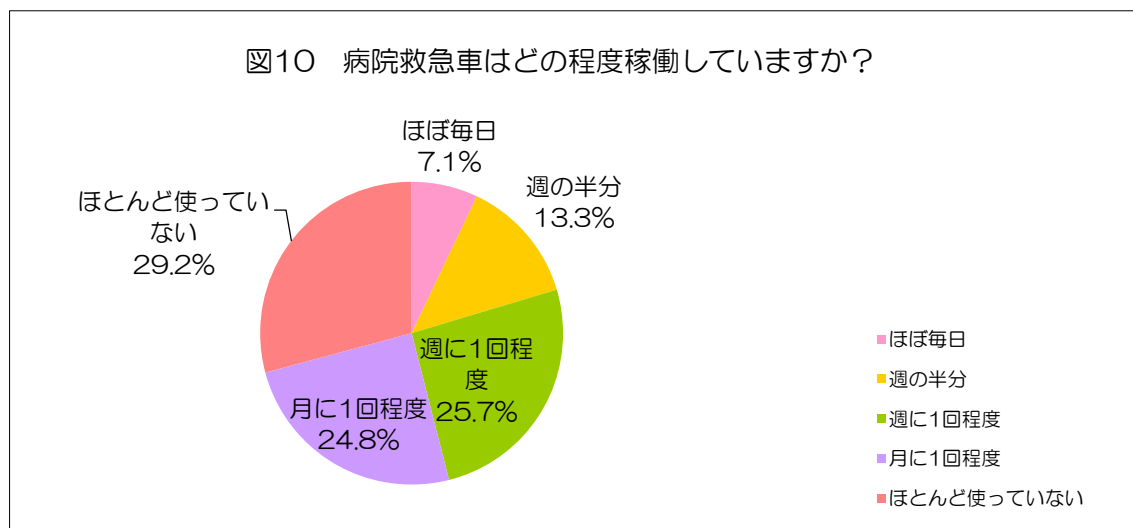




⑥ 患者搬送車の稼働状況

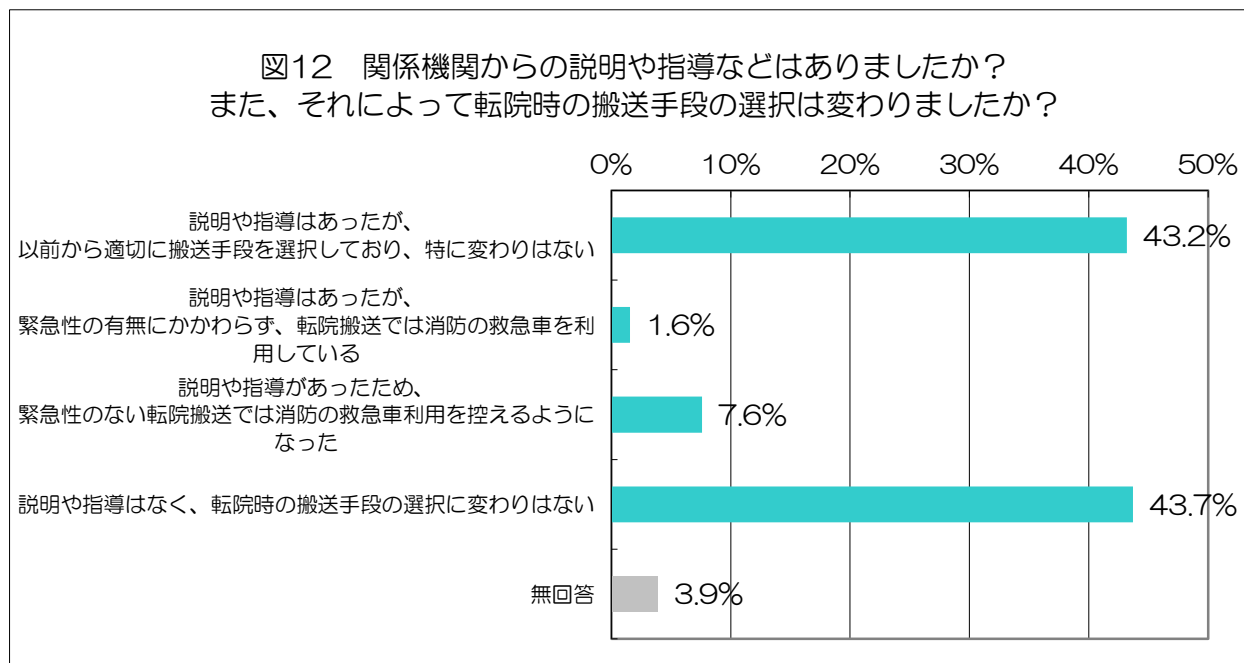
病院救急車、患者輸送者または車いす移動車がどの程度稼働しているのかたずねたところ、病院救急車では「ほとんど使っていない」が29.2%と最も多く、次いで「月に1回程度」24.8%、「週に1回程度」25.7%であった。「週の半分」または「ほぼ毎日」と回答した病院は20.4%であった。

患者輸送者または車いす移動車では、「ほとんど使っていない」が36.6%で最も多く、次いで「月に1回程度」22.0%、「週に1回程度」21.1%と病院救急車とほぼ同様の傾向であった。



⑦ 転院搬送における救急車の適正利用に係る通知への対応

平成 28 年 3 月末に厚生労働省と総務省消防庁から発出された通知「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」への対応についてたずねたところ、(関係機関からの)「説明や指導はなく、転院時の搬送手段の選択に変わりはない」を選択した回答が最も多く 43.7%であり、次いで「説明や指導はあったが、以前から適切に搬送手段を選択しており、特に変わりはない」を選択した回答が 43.2%であった。一方で、「説明や指導があったため、緊急性のない転院搬送では消防の救急車利用を控えるようになった」と回答した病院も 7.6% (29 病院) あった。



⑧ 医療機関から寄せられた転院搬送に関する意見

転院搬送（医療機関間での搬送）で問題と覚えることについて尋ねたところ、主な回答は以下の 9 点であった。(全ての回答を「参考資料」の章に掲載)

- ・民間救急や介護タクシーの費用が患者さんにとって負担が大きい。
- ・民間救急や介護タクシーが地域に存在しない。
- ・民間救急などは急な要請に対応してもらえない。
- ・運転手の確保や車両の維持が大変である。
- ・事務職員が運転しており、運転の安全性に問題がある。
- ・医療者の同乗が医療現場の負担となっている。
- ・介護タクシー移動時は急変などの事態を考えると医療的に不安である。
- ・転院搬送時に救急車を長時間拘束することは問題である。
- ・問題を感じていない。

他に成功している取組として、介護タクシーと契約して転院搬送は救急車を利用しないことを進めているという事例の報告があった。

6 アンケート調査の考察

今回のアンケート調査では、自治体病院という限定はあるものの、転院搬送の頻度や患者搬送車の保有台数および利用状況の全国的な実態が明らかになった。以下、結果について考察する。

第一に、“上り”の転院搬送については、大規模な超急性期病院を除き、多くの病院では月に1回程度の頻度で事例が発生していることが分かった。また、週に1回以上と回答した病院も16.5%あり、病院の体制によっては高次医療機関への搬送が常態化していることが明らかになった。一方で、“下り”の転院搬送については、6割以上の病院が「全くない」か「1年に1回程度」と回答しており、全国的に見ると“下り”の転院搬送は行われていない地域の方が多いと考えられる。しかしながら、約2割の病院が「月に1回程度」あるいは「週に1回程度」と回答しており、日常的に“下り搬送”が続けられている地域がまだ存在することも確認された。

第二に、病院救急車については、今回の調査では半数以上の病院が保有していないと回答しており、無回答（空欄）を0台と考えると約7割の病院が保有していないことになる。また、患者輸送者や車いす移動車を含めても、約半数の病院が1台も保有していない。このような病院では、転院搬送の際には民間の患者等搬送事業者に依頼するか、他院の患者搬送車で迎えにきてもらうか、消防本部の救急車を利用するということになる。本報告書「参考資料」の章で患者等搬送事業者の認定状況を示しているが、半分以上の消防本部の管区には民間の患者等搬送事業者が存在せず、あっても患者搬送車の台数は少ない。また、他院でも同様に搬送車を有していないケースは当然あると考えられ、そうした地域では消防本部の救急車による転院搬送が起きていると推察される。また、病院で患者搬送車を保有したとしても、多くの病院では「ほとんど使っていない」か「月に1回程度」であり、自由記述欄の意見でもあったとおり、車を保有するコストや運転手の確保の問題が生じてくる。よって、単に病院が患者搬送車を持てばよい、という発想は現実的ではない。

自由記述欄の意見からは、民間の患者等搬送事業者を利用した場合の費用が指摘されており、消防本部の救急車が無料であることとの対比が現場では問題となっていることも分かった。これについては、最近議論されている救急車の有料化とも関係するが、転院搬送については有料化の理解が得られやすいのではないかと考えられた。他には、転院搬送を自院の救急車等で行う場合の安全性が、現場で従事する者にとっては懸念事項であることが明らかとなった。民間の患者搬送等事業者が所定の講習が認定を受けるための条件であることを勘案すると、何らかの取組が病院側にも必要である。

第5章 まとめ

第5章 まとめ

本調査研究では、転院搬送における消防本部の救急車利用について、ヒアリング・データ分析・アンケート調査を行い、その実態を把握するとともに要因の検討を行った。第2章のヒアリング調査では、管内の基幹病院が小規模で治療が完結できない地域では“上り搬送”が常態化しうること、病院に患者搬送手段がなく、地域にも民間患者搬送等事業者がない場合に“下り搬送”が消防本部に要請されることが分った。第3章の救急出動データの分析では、転院搬送割合は同一道府県内でも消防本部によって大きな差があり、人口密度が低い地域ほど転院搬送の割合が高くなっていることが示された。これより、転院搬送は都市部よりも地方部の特に過疎化した地域で問題になっていると考えられた。第4章のアンケート調査では、自治体病院の約半数が患者搬送車を保有しておらず、保有していたとしても利用頻度は月1回程度以下の場合が多いことが明らかとなった。問題となる“下り搬送”については、多くの病院はほとんど依頼していない一方で、頻回に“下り搬送”を依頼している病院も一定数存在することが確認された。また、転院搬送で民間の事業者を用いる場合には費用の問題があり、自院の搬送者を用いる場合には安全性や車両・人員の確保の問題があることが分った。

本調査研究で明らかとなった問題点を整理すると以下に集約される。

- ① 転院搬送割合が高いのは人口密度の低い地方部である。
- ② 病院も地域も規模が小さく、患者搬送手段に乏しいと救急車で転院搬送が増加する。
- ③ “下り”の転院搬送は一部の地域で未だ常態的に行われている。

転院自体は、医療現場では一定の割合で必ず発生するものであるから、その搬送手段については確保されていなくてはならない。地方部ではそれを消防本部が担っており、現状はそれで運用できているため病院側に改善のインセンティブは働きにくく、常態化している。この状況において、消防の救急車による転院搬送のルールを行政から病院側に提案しようとしても、「他に搬送手段がない」とか「患者搬送車を購入する予算がないし、運転する人もいない」等の意見で話し合いが止まってしまうことが考えられる。これを改善するには、患者搬送車等を地域で共有する仕組みをつくる等、病院の患者搬送能力を高める必要がある。ここで、先に述べたとおり、搬送車の予算や運転手、利用頻度などが問題となるため、個々の病院の整備よりも病院間や周辺地域での共同利用などの施策が求められる。最近では、介護保険サービス利用のための巡回車などが運用されている地域もあるので、これと関連して患者搬送車の導入を検討することができるかもしれない。

病院と消防本部のルールづくりの前に、これまで消防本部が担ってきた転院搬送の代替手段を用意することが優先されるべきである。ただ、転院搬送を抑制するという呼びかけだけでなく、地域レベルでの患者搬送力を高めるような行政の配慮が、転院搬送をめぐる問題の解決のためには必要である。地方部での患者搬送手段の改善により、消防による救急車で転院搬送が減り、適正な救急車利用に結びつくことが期待される。

*本研究は一般財団法人救急振興財団の「救急に関する調査研究事業助成」を受けて行ったものである。

參考資料

【参考資料】

参考資料 1 自治体病院アンケート調査結果 単純集計表

問 1. 本調査票に回答している方の職種を教えてください

	回答数	%
1 看護師	104	27.3%
2 医療ソーシャルワーカー	22	5.8%
3 医師	49	12.9%
4 1 から 3 以外の病院職員	200	52.5%
無回答	6	1.6%
計	381	100.0%

問 2. 貴院は救急告示病院または輪番制参加病院ですか？

	回答数	%
1 はい	352	92.4%
2 いいえ	27	7.1%
無回答	2	0.5%
計	381	100.0%

問 3. 貴院では転院搬送の際、患者さんの搬送手段を主にどの職種の人が決めますか？（複数回答あり）

	回答数	%
1 看護師	30	7.6%
2 医療ソーシャルワーカー	15	3.8%
3 医師	344	87.1%
4 1 から 3 以外の病院職員	5	1.3%
無回答	1	0.3%
計	395	100.0%

問 4. 貴院では対応できない高度な医療が必要な場合の転院搬送で、消防本部の救急車（119 番）を利用することは、どの程度の頻度でありますか？

	回答数	%
1 週に 1 回程度	63	16.5%
2 月に 1 回程度	201	52.8%
3 3 か月に 1 回以上	70	18.4%
4 1 年に 1 回程度	31	8.1%
5 全くない	12	3.1%
無回答	4	1.0%
計	381	100.0%

問 5. 貴院では対応できない高度な医療が必要な場合以外の転院搬送で、消防本部の救急車（119 番）を利用することは、どの程度の頻度でありますか？

	回答数	%
1 週に 1 回程度	14	3.7%
2 月に 1 回程度	63	16.5%
3 3 か月に 1 回以上	66	17.3%
4 1 年に 1 回程度	87	22.8%
5 全くない	148	38.8%
無回答	3	0.8%
計	381	100.0%

問 6. 貴院で保有している病院救急車、患者輸送車または車いす移動車*の台数を教えてください。

*病院救急車：医療機器・材料を搭載しており、医療処置を行うことができる車両。患者輸送車：専用の寝台や担架を有している患者搬送用の車両。車いす移動車：車いすに座ったまま乗車できて、車体に車いすを固定できる車両。

①病院救急車

	回答数	%
0 台	208	54.6%
1 台	99	26.0%
2 台	12	3.1%
4 台	1	0.3%
無回答	61	16.0%
計	381	100.0%

②患者輸送者

	回答数	%
0台	222	58.3%
1台	85	22.3%
2台	2	0.5%
3台	2	0.5%
無回答	70	18.4%
計	381	100.0%

③ 車いす移動車

	回答数	%
0台	225	59.1%
1台	36	9.4%
2台	6	1.6%
3台	4	1.0%
4台以上	3	0.8%
無回答	107	28.1%
計	381	100.0%

(再掲) 患者搬送車合計

	回答数	%
0台	175	45.9%
1台	148	38.8%
2台	43	11.3%
3台	9	2.4%
4台以上	6	0.3%
計	381	100.0%

問7. 病院救急車はどの程度稼働していますか？

	回答数	%
1 ほぼ毎日	8	7.1%
2 週の半分	15	13.3%
3 週に1回程度	29	25.7%
4 月に1回程度	28	24.8%
5 ほとんど使っていない	33	29.2%
計	113	100.0%

※ 無回答を除く

問 8. 患者輸送車および車いす移動車はどの程度稼働していますか？

	回答数	%
1 ほぼ毎日	18	14.6%
2 週の半分	7	5.7%
3 週に1回程度	26	21.1%
4 月に1回程度	27	22.0%
5 ほとんど使っていない	45	36.6%
計	123	100.0%

※ 無回答を除く

問 9. 平成 28 年 3 月末に厚生労働省と総務省消防庁から「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」という通知が出されましたが、関係機関(地域のメディカルコントロール協議会等)からの説明や指導などはありましたか？また、それによって転院時の搬送手段の選択は変わりましたか？

	回答数	%
1 説明や指導はあったが、以前から適切に搬送手段を選択しており、特に変わりはない	165	43.2%
2 説明や指導はあったが、緊急性の有無にかかわらず、転院搬送では消防の救急車を利用している	6	1.6%
3 説明や指導があったため、緊急性のない転院搬送では消防の救急車利用を控えるようになった	29	7.6%
4 説明や指導はなく、転院時の搬送手段の選択に変わりはない	167	43.7%
無回答	15	3.9%
計	382	100.0%

参考資料2 アンケート調査の自由記述欄に記載された意見

転院搬送（医療機関間での搬送）で問題と感ずること
<ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ医師が同乗していますが、深夜帯など医師が同乗できない時に消防署の方から苦情があり困る場合があります。転院搬送時は必ず医師同乗が必要なのではないでしょうか？ ・ 緊急性の判断は医師が実施して転院搬送を決定していますが、その判断に消防隊員から誤りであると指摘されるケースがあり憤慨した事があります
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師が同乗するため、搬送数が多くなると、搬送中の救急担当医の確保に苦慮する ・ 最寄りの消防署の救急車が使用できないとき、他の消防署から救急車を派遣いたたくが、その場合は搬送に要する時間が長くなる
<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者自身が移動手段を持っていない場合 ・ 受入医療機関の都合で、救急車利用を指定してくる場合 ・ 利用が重複する場合の順位付け
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に消防署の救急車は利用しないようにしている。 ・ 問題はない
NS 添乗が負担になっている
メディカルコントロール協議会を通じて適切に対応できています
以前風邪の患者さんが救急車にのってきたことがあり、びっくりしました。救急隊の人によれば患者の「119」により要請があれば風邪の人でも搬送するとのことで、これは大いに問題（モラルの欠如）と考えます。是非救急車の正しい使い方を医療機関のみならず、一般の人にも周知してもらいたいものです。
移送に福祉タクシーの利用を通常しているが、ストレッチャーの台数の不足があり、時間での予約も取りにくく、搬送困難なことがよくある
医師によって対応が異なります
医療器機を装着して搬送になった場合、その器機の返却方法をどうするかで苦慮します。家族で返却するにしろ故障した場合、どこで、誰が責任をもつのか!?
医療職側も患者、家族にお金を払って民間の輸送車を使うよう説明しにくい（したくない）雰囲気があると思う。病院全体で考えなければいけないと考えている
一人暮らしや高齢者世帯など、家族の協力を得られない場合、緊急に転送が必要と判断された場合、など病院用救急車を持っていない当院では一刻を争う状況に対応ができない
下り搬送に消防救急車を使用せず、民間救急 etc. を使用する場合、料金の支払いで家族の理解が得られないことがある。前は無料（消防）だったのに今回は有料とならないよう画一した方針があればやりやすいのは事実、通知の浸透することを希望します
過疎高齢者増加で交通弱者も増えている。今まで以上に救急車利用が増えると思う。
過疎地域は医師も看護師も少ないため、現実的に救急車であっても、それ以外の車両でも同乗できない事例がほとんどである。（地域から医師がいなくなる）
介護タクシーが高額となるため、経済的困窮の患者の移送手段は選択に困難を生じる
介護タクシーでは限界を感じる時があります。他県をまたぐ時、帰ってくる有料道路代金等、税金で支払うしかない場合もある

転院搬送（医療機関間での搬送）で問題と感ずること
介護タクシーや、自家用車利用時の状態変化への対応について不安を感じることがある
介護タクシーや、民間救急車の一層の普及が望まれる
介護タクシーを利用することを説明するが、費用が高い
患者の状態を考えると病室（HCU など）に直接、搬送することが良いが、救急隊のことを考えると入口で（救急外来）で当院のストレッチャーに乗りかえた方が良いが、そこがむずかしい
救急車の運行を外部に委託しているが、引き受け先が、なかなか見つからない
救急車の走行ルールについて一度も講習を受けたことなく運転していること
緊急性がないと判断された場合に関して、以前は自院の患者搬送車で転院搬送を行っていたが、運転に不慣れな事務職員が対応しており、交通事故等のトラブルの危険があるため中止となった。
緊急性がない場合以外、救急車は利用しないが、経済的に厳しい患者が急に転院する場合、福祉として移動を助けるシステムがない。交通手段に苦慮する
県外の方が受傷し、帰る時に搬送手段がなく苦慮する。
県境を越える様な搬送についてもっと柔軟に対応してほしい
山間部唯一の救急病院であるが、地域間で救急車の台数が少なく、当院所有のものもない為に搬送すべき患者さんが重なる夜間帯の搬送に困ることがある。待機の為に朝まで入院するという場合もある
自院が輸送車を保有していない為、その必要性がある患者があった場合やむおえず、救急車に依頼するということが予測されます。一方どのケースも非常に少ないので病院として保有する体制も現状では必要ないと判断されているようです。利用頻度と車両の管理を考えると、どうしても保有しないという判断に至ってしまうことが現状です。地域機関連携もすすんでいるので、車両を共有できればいいのかもしれませんが。
自院で搬送用の車両を持っていないため、緊急性の高くない転院の際は、他院の車両を依頼することも多い。
自家用車や介護タクシーでの転院も可能と思われる患者も救急車での搬送となっている。救急車で搬送する場合は必ず医療者が添乗しなければならない。
重症度、緊急性がある、いわゆる「上り搬送」は消防の救急車利用はやむを得ないと考える。しかし、下り搬送や帰郷のための搬送は民間救急車などを利用すべきと考える
重篤患者や医療機器を多数乗車しなければいけない症例だと、その搬送になれてない運転手で搬送する際に非常に気になる（ストレスフルである）
****メディカルコントロールに属するが、高規格救急車が必要な case に 119 番でお願いしている。地域の救急搬送に支障を来しているとは思えないが…。
消防の救急車を用いることは多くないが、防災ヘリを用いての搬送は 1~2 ヶ月に 1 回以上有り、それは時に天候に左右されるため、時期によっては高度医療機関への搬送に時間を要してしまうのが問題。
消防本部へお願いして転送する場合、看護師が同乗すること！！とされているが、マンパワー不足で困っている。患者情報は送られているであり看護師の同乗は必要か？

転院搬送（医療機関間での搬送）で問題と感ずること

上記問 6. 当院独自には何も保有していませんが、当院に隣接して事業を行っている社会福祉協議会が患者輸送を 1 台保有しています。必要時、そこに頼んでいます。当院も救急告示病院ですが、このような症状で救急車を使用するのかなと考えざるを得ない事が多くあります。当院で対応できなく、他院受診が必要と判断した場合、消防本部の救急車（119 番）を利用する事もあります。特に家族が救急車、救急車とさわぐ場合。また貴研究機関からの依頼状にもありますように、当院の有る地域は山の中で大きな病院まで 40km 近くあります。タクシーも 2 台のみで PM6:00 以降は営業しておりません。高齢化率の高い地域ですので、患者の搬送手段が乏しいため、時として消防本部の救急車に頼らざるを得ない状況が発生してきます。

診療所等から、当院への転院搬送において、軽度だが救急車を利用している症例は散見される。

政策医療として、特に周産期において医療資源（人員）が乏しい地域へは、24 時間体制で当院から当該医療機関に対し、迎え搬送を実施

俗に言う上り搬送は、当施設においてはありませんが、超急性期を脱した状態での治療継続のための転院時は、基本的には資機材等整っている、救急車を利用させて頂いています。この調査の内容だと三次救急施設から下り搬送ととられやすいのでは。

転院先まで距離が遠く、特に空路での搬送が不可能なときの長時間搬送が医師等の負担となっている。

転院搬送で救急車を利用している間に、救急搬送を必要とする事例が発生した場合にとなりの二戸、九戸（二戸広域）に依頼することになる。

都市部とは違い、当院の周辺には当院より高度な医療機関がないため、高度専門性が求められる患者を転院搬送しようとするると遠方まで向うこととなり、長時間、消防の救急車を拘束せざるを得ない問題がある

土・日の搬送（運転手）の確保。→できない為、救急車を利用することになる。

当院では、より高次の医療機関への転院搬送に対してのみ救急車を適切に使用していると考えます。自院で保有している救急車や患者輸送車はありません。また民間救急業者も地元がありません

当院では、救急車の適正利用のため、介護タクシーと契約し、介護タクシーによる転院搬送を推進している。管内の消防本部から転院搬送の利用が減り、助かっているとの声もいただいている。もっと多くの医療機関が真摯に受け止め、考えるべきだと思う。

当院では、重症患者の病院間搬送はできるだけ当院保有の救急車を使用し、軽症や緊急性のない患者は、業者やタクシーを利用するような方針です

当院では二次救急施設で脳外科と整形外科の常勤がないことから、救急搬送後に他院の三次救急施設へ搬送することが多い

当院は、この地域で数少ない急性期病院（地域救命救急センター）であり、救急の受け入れも多いが、いわゆる下り搬送に関する問題をかかえている。

当院は非常備消防区域にあります

当院は福島第一原発から 20km 圏内（旧避難指示区域）に位置しており、外来診療のみ実施している状況です。1 日平均患者数も 8.4 人と少なく、救急搬送をすることもほとんどないため問題も特に感じていません。

転院搬送（医療機関間での搬送）で問題と感ずること
当院は離島の為、3次医療で現在ヘリ搬送を行っている。2次医療も完結をめざしています
搬送料金について、事業登録していないため、実費請求だが、民間搬送業者と比較して安すぎる
病院勤務医の不足により、救急担当医を確保する事や、そもそも救急医療体制を確保する事が困難な状況であるため、休日夜間の救急は当番医が一名の体制である。1名の医師であっても、転院搬送時に救急車への同乗が求められるため、この間救急対応が困難となる
民間救急に搬送を急に依頼しても対応が難しく、救急車を依頼してしまう現状である。
民間搬送手段が少ないこと、地域医療支援病院として搬送手段を所有していないこと、などの問題点が解消できない。
医療者不足により転院搬送に人員を充てられない為、119番に頼らざるを得ない。
当院には救急救命士も在職しているが、転院中の処置は法の範中になく、適当な担い手が居ない。
救急搬送診療科（1300点）は、病院救急車でなくても算定
予定搬送、緊急搬送に、消防本部には適切な対応をしてもらうことができている。
離島は救急医療の資源が限られているため、適正利用について都心部と同一の基準を適用させることには、疑問を感じます。
緊急性がある場合は救急車がよい。
運転手の確保、経費

転院搬送における救急車の利用に関する調査

一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構

本調査は、転院搬送における搬送方法の実態を明らかにするために行います。転院搬送については、地域や医療機関によって様々な事情があり、患者搬送の能力にも違いがあることが指摘されています。これらを究明して今後の施策につなげるため、御協力いただけますと幸いです。

【記入上のお願い】

1. 本調査は、貴院で転院時の移動手段（病院救急車など）を手配又は管理されている方（看護部、地域連携室の管理者など）に、ご記入をお願いします。
2. ご回答につきましては、調査研究の目的以外では使用せず、調査報告書でも個別の医療機関名称を出すことは一切ありません。
3. データの入力・集計等の処理は専門の会社が実施しますが、調査票は当財団で責任をもって管理いたします。
4. 本調査へのご協力は任意となっております。回答しない場合も不利益はありませんが、調査の趣旨をご理解のうえ、是非ご協力をいただけますようお願い申し上げます。
5. ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、平成 29 年 1 月 25 日(水)までに、ご投函ください。

■ お問い合わせ先 ■

専用電話（フリーダイヤル）：0120-568-535

（誠に勝手ではございますが、お電話は月曜日～金曜日 10 時～17 時をお願いします）

一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構

担当：佐方、山岡

貴院における転院搬送の状況についてお伺いします。

問1. 本調査票に回答している方の職種を教えてください。

- 1 看護師 2 医療ソーシャルワーカー 3 医師 4 1 から 3 以外の病院職員

問2. 貴院は救急告示病院または輪番制参加病院ですか？

- 1 はい 2 いいえ

問3. 貴院では転院搬送の際、患者さんの搬送手段をどの職種の人が主に決めますか？

- 1 看護師 2 医療ソーシャルワーカー 3 医師 4 1 から 3 以外の病院職員

問4. 貴院で対応できない高度な医療が必要な場合の転院搬送で、消防本部の救急車（119 番）を利用することは、どの程度の頻度でありますか？

- 1 週に 1 回以上 2 月に 1 回以上 3 3 か月に 1 回以上 4 1 年に 1 回程度 5 全くない

問5. 貴院で対応できない高度な医療が必要な場合以外の転院搬送で、消防本部の救急車（119番）を利用する

ことは、どの程度の頻度でありますか？

- 1 週に1回以上 2 月に1回以上 3 3か月に1回以上 4 1年に1回程度 5 全くない

問6. 貴院で保有している病院救急車、患者輸送車または車いす移動車の台数を教えてください。

A 病院救急車 _____台 B 患者輸送車 _____台 C 車いす移動車 _____台

* 病院救急車：医療機器・材料を搭載しており、医療処置を行うことができる車両。患者輸送車：専用の寝台や担架を有している患者搬送用の車両。車いす移動車：車いすに座ったまま乗車できて、車体に車いすを固定できる車両。

問7. (保有している医療機関のみ) 病院救急車はどの程度稼働していますか？

* 1日1回でも搬送すれば稼働しているものとします。

- 1 ほぼ毎日 2 週の半分 3 週に1回程度 4 月に1回程度 5 ほとんど使っていない

問8. (保有している医療機関のみ) 患者輸送車および車いす移動車はどの程度稼働していますか？

* 1日1回でも搬送すれば稼働しているものとします。

- 1 ほぼ毎日 2 週の半分 3 週に1回程度 4 月に1回程度 5 ほとんど使っていない

問9. 平成28年3月末に厚生労働省と総務省消防庁から「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」という通知が出されましたが、関係機関（地域のメディカルコントロール協議会等）からの説明や指導などはありましたか？ また、それによって転院時の搬送手段の選択は変わりましたか？

- 1 説明や指導はあったが、以前から適切に搬送手段を選択しており、特に変わりはない。
- 2 説明や指導はあったが、緊急性の有無にかかわらず、転院搬送では消防の救急車を利用している。
- 3 説明や指導があったため、緊急性のない転院搬送では消防の救急車利用を控えるようになった。
- 4 説明や指導はなく、転院時の搬送手段の選択に変わりはない。

問10. 転院搬送（医療機関間での搬送）で問題と覚えることについて、ご自由にご記入ください。

設問は以上です。アンケートにご協力いただき誠にありがとうございました。

参考資料3 患者等搬送事業者の認定状況 平成28年4月1日時点（総務省消防庁 開示資料）

（注）

※1 ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車のみによる患者等搬送事業を実施している事業所数（車椅子のみを固定できる自動車を有していない）

※2 車椅子のみを固定できる自動車のみによる患者等搬送事業を実施している事業所数（ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車を有していない）

※3 ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車、車椅子のみを固定できる自動車のいずれをも有して、患者等搬送事業を実施している事業所数

都道府県名：北海道

No	消防本部名	会社数	患者等搬送事業者の認定状況								備考
			事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3		うち 車椅子専用	うち 車椅子専用			
1	滝川地区広域消防事務組合	2	2	1	0	1	9	0	3	1	
2	岩見沢地区消防事務組合	1	1	0	0	1	6	3	5	3	
3	砂川地区広域消防組合	1	1	1	0	0	4	0	1	0	
4	南空知消防組合	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
5	札幌市消防局	29	29	16	7	6	88	0	39	13	
6	江別市消防本部	3	3	0	2	1	3	0	4	3	
7	北広島市消防本部	4	4	1	2	1	11	0	5	3	
8	石狩北部地区消防事務組合	3	3	2	0	1	7	0	4	1	
9	小樽市消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
10	室蘭市消防本部	1	1	1	0	0	4	0	1	0	
11	苫小牧市消防本部	1	1	0	0	1	2	0	2	1	
12	日高西部消防組合	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
13	函館市消防本部	6	6	4	2	0	12	4	6	2	
14	渡島西部広域事務組合消防本部	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
15	南渡島消防事務組合消防本部	2	2	0	0	2	6	0	2	0	
16	檜山広域行政組合	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
17	旭川市消防本部	5	5	4	0	1	33	0	12	1	
18	上川北部消防事務組合	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
19	北見地区消防組合消防本部	2	2	2	0	0	2	0	2	0	
20	紋別地区消防組合消防本部	1	1	0	0	1	1	0	1	0	
21	美幌・津別広域事務組合	1	1	1	0	0	3	0	1	0	
22	とにかち広域消防局	0	0	0	0	0	2	0	0	0	
23	釧路市消防本部	2	2	1	1	0	5	2	2	1	
24	根室市消防本部	1	1	0	0	1	2	0	3	2	
	合計	70	70	39	14	17	207	9	97	31	

都道府県名：青森県

No	消防本部名	会社数	患者等搬送事業者の認定状況								備考
			事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3		うち 車椅子専用	うち 車椅子専用			
1	弘前地区消防事務組合消防本部	2	2	2	0	0	12	0	3	0	
2	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	3	3	2	1	0	7	1	3	1	
3	三沢市消防本部	2	2	1	1	0	4	0	3	2	
	合計	7	7	5	2	0	23	1	9	3	

都道府県名： 岩手県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況								備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数		
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用			
1	盛岡地区広域消防組合	7	7	1	4	2	14	4	9	6
2	久慈広域連合消防本部	1	1	1	0	0	4	0	2	0
	合 計	8	8	2	4	2	18	4	11	6

都道府県名： 宮城県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況								備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数		
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用			
1	仙台市消防局	6	6	6	0	0	30	0	9	0
2	名取市消防本部	2	2	0	0	2	14	0	6	1
3	岩沼市消防本部	2	2	1	1	0	3	0	2	1
4	登米市消防本部	1	1	1	0	0	4	0	1	0
5	石巻地区広域行政事務組合消防本部	4	4	2	0	2	41	0	13	7
6	塩釜地区消防事務組合消防本部	3	3	3	0	0	3	0	8	2
7	仙南地域広域行政事務組合消防本部	2	2	1	1	0	16	0	2	1
8	大崎地域広域行政事務組合消防本部	4	4	4	0	0	37	0	8	0
	合 計	24	24	18	2	4	148	0	49	12

都道府県名： 秋田県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況								備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数		
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用			
1	秋田市消防本部	9	9	3	2	4	30	6	13	6
2	大館市消防本部	1	1	1	0	0	4	0	1	0
3	男鹿地区消防本部	2	2	2	0	0	19	0	2	0
	合 計	12	12	6	2	4	53	6	16	6

都道府県名： 山形県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況								備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数		
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用			
1	山形市消防本部	6	6	4	2	0	31	0	10	2
2	尾花沢市消防本部	1	1	1	0	0	14	0	1	0
3	最上広域市町村圏事務組合消防本部	3	3	3	0	0	15	0	4	0
	合 計	10	10	8	2	0	60	0	15	2

都道府県名：福島県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	福島市消防本部	3	3	0	2	1	11	3	7	5	
2	いわき市消防本部	1	1	1	0	0	5	0	1	0	
3	伊達地方消防組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	安達地方広域行政組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	郡山地方広域消防組合消防本部	6	6	4	1	1	38	0	11	5	
6	須賀川地方広域消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	白河地方広域市町村圏消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	喜多方地方広域市町村圏組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	7	7	2	4	1	22	0	8	5	
10	前会津地方広域市町村圏組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	相馬地方広域消防本部	1	1	0	0	1	8	0	3	1	
12	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		18	18	7	7	4	84	3	30	16	

都道府県名：茨城県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	水戸市消防本部	4	4	4	0	0	19	0	8	0	
2	日立市消防本部	1	1	1	0	0	4	0	2	0	
3	土浦市消防本部	2	2	1	1	0	2	1	2	1	
4	石岡市消防本部	1	1	0	0	1	5	0	3	1	
5	常陸太田市消防本部	1	1	1	0	0	4	0	2	0	
8	笠間市消防本部	2	2	2	0	0	5	0	3	0	
10	つくば市消防本部	4	4	4	0	0	16	0	6	0	
13	かすみがうら市消防本部	1	1	1	0	0	43	0	2	0	
19	茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	4	4	4	0	0	15	0	5	0	
20	筑西広域市町村圏事務組合消防本部	3	3	3	0	0	10	0	3	0	
21	常陸地方広域市町村圏事務組合消防本部	4	4	1	1	2	13	0	8	4	
23	稲敷広域消防本部	4	4	1	1	2	6	0	4	1	
合計		31	31	23	3	5	142	1	48	7	

都道府県名：栃木県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	宇都宮市消防局	2	2	2	0	0	24	0	7	0	
2	足利市消防本部	2	2	2	0	0	23	0	2	0	
3	栃木市消防本部	1	1	0	0	1	3	0	2	1	
4	石橋地区消防組合消防本部	3	3	1	2	0	4	2	3	2	
5	芳賀地区広域行政事務組合消防本部	1	1	0	0	1	2	0	2	1	
6	那須地区消防本部	4	4	3	0	1	25	0	6	1	
合計		13	13	8	2	3	81	2	22	5	

都道府県名：群馬県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	前橋市消防局	1	1	0	1	0	1	0	0	0	
2	太田市消防本部	2	2	1	1	0	14	0	2	1	
3	館林地区消防組合消防本部	1	1	1	0	0	3	0	1	0	
4	多野藤岡広域消防本部	3	3	2	0	1	4	1	4	1	
合 計		7	7	4	2	1	22	1	7	2	

都道府県名：埼玉県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	さいたま市消防局	13	13	9	1	3	86	0	36	12	
2	熊谷市消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
3	川口市消防局	12	12	10	2	0	27	2	12	2	
4	春日部市消防本部	1	1	0	1	0	1	0	0	1	
5	深谷市消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
6	越谷市消防本部	6	6	5	0	1	14	0	9	1	
7	戸田市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
8	三郷市消防本部	2	2	2	0	0	8	0	2	0	
9	蓮田市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
10	埼玉県南西部消防本部	3	3	2	1	0	8	1	3	1	
11	秩父消防本部	2	2	1	0	1	8	0	3	1	
12	吉川松伏消防組合消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
13	児玉郡市広域消防本部	2	2	2	0	0	7	0	2	0	
14	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	2	2	1	1	0	3	1	2	1	
15	比企広域消防本部	1	1	1	0	0	2	0	2	0	
16	川越地区消防局	2	2	2	0	0	4	0	2	0	
17	埼玉県中央広域消防本部	1	1	0	1	0	2	2	2	2	
18	埼玉西部消防局	12	12	11	1	0	25	1	16	1	
19	埼玉東部消防組合消防局	3	3	0	2	1	6	0	5	3	
20	草加八潮消防局	6	6	6	0	0	9	0	6	0	
合 計		73	73	57	10	6	218	7	107	25	

都道府県名：千葉県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況								備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数		
			うち※1	うち※2	うち※3		うち 車椅子専用		うち 車椅子専用	
1	千葉市消防局	17	17	14	1	2	25	4	26	3
2	鎌子市消防本部	2	2	1	0	1	8	0	9	5
3	市川市消防局	5	5	0	0	5	8	0	5	0
4	船橋市消防局	2	2	2	0	0	8	0	4	0
5	木更津市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0
6	松戸市消防局	7	7	6	0	1	9	0	16	8
7	成田市消防本部	6	6	3	1	2	31	0	11	4
8	習志野市消防本部	1	1	0	0	1	1	1	1	1
9	柏市消防局	5	5	0	4	1	9	0	7	5
10	流山市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0
11	我孫子市消防本部	2	2	1	1	0	3	0	3	1
12	鎌ヶ谷市消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0
13	浦安市消防本部	2	2	2	0	0	2	0	2	0
14	四街道市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0
15	富里市消防本部	1	1	0	1	0	3	0	2	2
16	栄町消防本部	2	2	1	0	1	2	0	3	1
17	安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	2	2	1	0	1	9	0	3	1
18	長生郡市広域市町村圏組合消防本部	6	6	2	3	1	10	2	8	4
19	山武郡市広域行政組合消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0
20	香取広域市町村圏事務組合消防本部	3	3	0	0	3	18	0	7	2
21	印西地区消防組合	2	2	2	0	0	2	0	2	0
合 計		70	70	40	11	19	157	7	114	37

都道府県名：東京都

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況								備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数		
			うち※1	うち※2	うち※3		うち 車椅子専用		うち 車椅子専用	
1	東京消防庁	229	249	123	16	110	665	0	362	35
合 計		229	249	123	16	110	665	0	362	35

都道府県名:神奈川県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	横浜市消防局	51	51	43	5	3	104	0	63	8	
2	川崎市消防局	20	20	7	11	2	38	0	24	11	
3	相模原市消防局	7	7	7	0	0	9	0	7	0	
4	横須賀市消防局	6	6	4	1	1	12	1	9	6	
5	平塚市消防本部	3	3	2	1	0	10	1	4	1	
6	鎌倉市消防本部	2	2	2	0	0	18	0	4	0	
7	藤沢市消防局	6	6	5	1	0	23	1	9	2	
8	小田原市消防本部	2	2	2	0	0	24	0	5	0	
9	逗子市消防本部	1	1	1	0	0	3	0	1	0	
10	秦野市消防本部	4	4	1	2	1	5	1	5	2	
11	厚木市消防本部	7	7	0	6	1	15	0	8	7	
12	大和市消防本部	6	6	4	2	0	8	2	7	2	
13	伊勢原消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
14	座間市消防本部	1	1	1	0	0	3	0	1	0	
15	寒川町消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
合 計		118	118	81	29	8	275	6	149	39	

都道府県名:新潟県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	新潟市消防局	6	6	3	3	0	10	3	6	3	
2	村上市消防本部	2	2	2	0	0	7	0	4	0	
3	糸魚川市消防本部	1	1	0	0	1	3	0	1	0	
4	五泉市消防本部	2	2	1	1	0	6	1	2	1	
5	阿賀野市消防本部	2	2	1	0	1	5	0	3	1	
6	新発田地域広域事務組合消防本部	1	1	1	0	0	5	0	4	0	
合 計		14	14	8	4	2	36	4	20	5	

都道府県名:富山県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	富山市消防局	1	1	1	0	0	3	0	1	0	
2	高岡市消防本部	2	2	1	1	0	28	0	4	1	
3	水見市消防本部	1	1	1	0	0	6	0	2	1	
(以下余白)											
合 計		4	4	3	1	0	37	0	7	2	

都道府県名：石川県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	金沢市消防局	3	3	3	0	0	16	0	4	0	
2	加賀市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
3	能美広域事務組合消防本部	1	1	0	1	0	3	3	1	1	
4	七尾鹿島消防本部	1	1	1	0	0	3	0	1	0	
5	白山野々市広域消防本部	1	1	1	0	0	4	0	1	0	
合 計		7	7	6	1	0	28	3	8	1	

都道府県名：福井県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	福井市消防局	3	3	2	0	1	13	0	6	3	
2	南越消防組合消防本部	2	2	0	0	2	5	0	7	5	
合 計		5	5	2	0	3	18	0	13	8	

都道府県名：山梨県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	甲府地区広域行政事務組合消防本部	1	1	1	0	0	11	0	2	0	
2	笛吹市消防本部	2	2	2	0	0	3	0	2	0	
3	上野原市消防本部	1	1	1	0	0	4	4	1	0	
4	南アルプス市消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
合 計		5	5	5	0	0	19	4	6	0	

都道府県名：長野県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	長野市消防局	3	3	0	0	3	15	0	4	0	
2	松本広域消防局	6	6	5	0	1	45	1	9	2	
3	上田地域広域連合消防本部	1	1	1	0	0	0	0	4	0	
4	諏訪広域消防本部	2	2	1	0	1	5	0	3	0	
5	佐久広域連合消防本部	1	1	1	0	0	4	0	1	0	
6	飯田広域消防本部	1	1	1	0	0	11	0	2	0	
7	上伊那広域消防本部	4	4	4	0	0	56	0	4	0	
8	北アルプス広域消防本部	1	1	0	0	1	10	0	2	1	
9	木曾広域消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	事務委託地域(塩尻市)
13											
合 計		20	20	14	0	6	148	1	30	3	

都道府県名： 岐阜県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	岐阜市消防本部	5	5	3	1	1	18	3	10	5	
2	羽島郡広域連合消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
3	大垣市消防組合消防本部	2	2	1	1	0	4	1	2	1	
4	多治見市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
5	瑞浪市消防本部	1	1	0	0	1	4	0	1	0	
22											
合 計		10	10	6	2	2	30	4	15	6	

都道府県名： 静岡県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	駿東伊豆消防本部	6	6	2	2	2	19	0	11	6	
2	富士山南東消防本部	1	1	0	0	1	3	0	2	1	
3	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
4	静岡市消防局	13	13	0	10	3	61	25	37	31	
5	浜松市消防局	4	4	2	2	0	6	1	6	4	
合 計		25	25	5	14	6	91	26	57	42	

都道府県名： 愛知県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	海部南部消防組合	2	2	2	0	0	5	0	2	0	
2	一宮市消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
3	稲沢市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
4	犬山市消防本部	1	1	1	0	0	3	0	1	0	
5	大府市消防本部	2	2	2	0	0	4	0	2	0	
6	岡崎市消防本部	1	1	1	0	0	3	0	1	0	
7	尾張旭市消防本部	2	2	2	0	0	3	0	2	0	
8	春日井市消防本部	4	4	4	0	0	11	0	6	0	
9	衣浦東部広域連合消防局	4	4	4	0	0	4	0	4	0	
10	瀬戸市消防本部	2	2	2	0	0	2	0	2	0	
11	津島市消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
12	豊田市消防本部	4	4	4	0	0	9	0	4	0	
13	豊橋市消防本部	3	3	2	0	1	27	0	6	1	
14	名古屋市消防局	23	23	22	1	0	76	0	31	1	
15	西尾市消防本部	1	1	1	0	0	3	0	1	0	
16	丹羽広域事務組合消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
17	尾三消防本部	2	2	2	0	0	4	0	2	0	
18	知多市消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
19	知多中部広域事務組合消防本部	1	1	1	0	0	3	0	1	0	
合 計		57	57	55	1	1	164	0	70	2	

都道府県名：三重県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	伊賀市消防本部	2	2	1	0	1	4	0	6	2	
2	桑名市消防本部	2	2	2	0	0	6	0	2	0	
3	伊勢市消防本部	2	2	2	0	0	4	0	2	0	
4	四日市市消防本部	7	7	6	1	0	16	1	7	1	
5	津市消防本部	5	5	4	0	1	25	0	6	1	
6	名張市消防本部	1	1	0	0	1	10	0	6	2	
7	鈴鹿市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	2	0	
合 計		20	20	16	1	3	67	1	31	6	

都道府県名：滋賀県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	甲賀広域行政組合消防本部	1	1	1	0	0	7	0	1	0	
2	湖北地域消防本部	1	1	0	0	1	12	0	3	1	
合 計		2	2	1	0	1	19	0	4	1	

都道府県名：京都府

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	京都市消防局	6	6	6	0	0	52	0	12	0	
2	京丹後市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
3	乙訓消防組合消防本部	1	1	0	0	1	7	0	3	2	
合 計		8	8	7	0	1	61	0	16	2	

都道府県名：大阪府

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数	認定車両台数				
			うち※1	うち※2	うち※3		うち 車椅子専用	うち 車椅子専用			
1	大阪市消防局	26	26	21	4	1	66	1	37	5	
2	堺市消防局	10	10	3	4	3	15	0	13	7	
4	豊中市消防局	6	6	0	0	6	11	0	6	0	
5	池田市消防本部	1	1	1	0	0	3	0	1	0	
6	吹田市消防本部	4	4	4	0	0	8	0	4	0	
8	高槻市消防本部	2	2	2	0	0	5	0	2	0	
10	茨木市消防本部	4	4	3	0	1	13	0	6	1	
11	八尾市消防本部	4	4	2	1	1	8	0	6	2	
12	富田林市消防本部	5	5	3	2	0	8	0	3	2	
13	河内長野市消防本部	2	2	0	2	0	2	0	2	2	
14	松原市消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
15	和泉市消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
16	箕面市消防本部	4	4	4	0	0	8	0	4	0	
17	摂津市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
18	東大阪市消防局	9	9	6	3	0	18	3	11	3	
19	交野市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
23	守口市門真市消防組合消防本部	1	1	0	0	1	3	0	2	1	
24	枚方寝屋川消防組合消防本部	2	2	1	1	0	2	1	2	1	
25	柏原羽曳野藤寺消防組合消防本部	5	5	2	3	0	9	3	5	3	
26	泉州南広域消防本部	3	3	2	0	1	6	0	4	1	
27	大東四條畷消防本部	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
合 計		92	92	58	20	14	192	8	112	28	

都道府県名：兵庫県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数	認定車両台数				
			うち※1	うち※2	うち※3		うち 車椅子専用	うち 車椅子専用			
1	神戸市消防局	12	12	11	0	1	44	0	16	1	
2	姫路市消防局	6	6	4	2	0	7	2	6	2	
3	尼崎市消防局	7	7	6	0	1	17	0	14	2	
4	明石市消防本部	3	3	2	1	0	9	0	5	1	
5	西宮市消防局	4	4	3	1	0	7	0	4	1	
6	豊岡市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
7	加古川市消防本部	6	6	5	1	0	10	0	8	1	
8	宝塚市消防本部	4	4	2	2	0	6	2	4	2	
9	三木市消防本部	1	1	0	0	1	2	1	2	1	
10	高砂市消防本部	2	2	0	0	2	4	0	2	0	
11	小野市消防本部	1	1	1	0	0	4	0	1	0	
12	三田市消防本部	2	2	1	1	0	2	0	2	1	
13	猪名川町消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
14	淡路広域消防事務組合	1	1	1	0	0	1	0	1	1	
15	美方広域消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
16	北はりま消防本部	3	3	3	0	0	3	0	5	0	
17	西はりま消防本部	3	3	0	1	2	8	0	5	3	
18	南但消防本部	2	2	2	0	0	6	0	2	0	
合 計		60	60	44	9	7	135	5	80	16	

都道府県名:奈良県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	奈良市消防局	10	10	4	5	1	32	0	17	12	
2	生駒市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	奈良県広域消防組合消防本部	6	6	2	2	2	16	0	8	4	うち1事業所(車椅子専用)休止中受理
合 計		16	16	6	7	3	48	0	25	16	

都道府県名: 和歌山県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	和歌山市消防局	4	4	4	0	0	27	0	8	0	
2	日高広域消防事務組合	1	1	0	0	1	2	0	2	1	
合 計		5	5	4	0	1	29	0	10	1	

都道府県名:鳥取県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	鳥取県東部広域行政管理組合	2	2	1	1	0	5	0	4	1	
合 計		2	2	1	1	0	5	0	4	1	

都道府県名:鳥取県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	松江市消防本部	1	1	1	0	0	20	0	6	0	
2	出雲市消防本部	5	7	1	2	4	28	0	24	6	
3	大田市消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
4	浜田市消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
合 計		8	10	4	2	4	50	0	32	6	

都道府県名：岡山県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況								
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数		
			うち※1	うち※2	うち※3		うち 車椅子専用		うち 車椅子専用	
1	岡山市消防局	9	9	8	1	0	26	1	11	1
2	倉敷市消防局	4	4	3	0	1	13	0	6	1
3	井原地区消防組合消防本部	1	1	0	0	1	6	0	2	0
4	総社市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	2	0
5	美作市消防本部	3	3	0	0	3	6	2	8	4
6	瀬戸内市消防本部	1	1	0	0	1	2	0	1	0
合 計		19	19	12	1	6	55	3	30	6

都道府県名：広島県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3		うち 車椅子専用		うち 車椅子専用		
1	広島市消防局	29	29	15	14	0	93	24	29	14	
2	東広島市消防局	12	12	2	8	2	23	8	14	10	
合 計		41	41	17	22	2	116	32	43	24	

都道府県名：山口県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3		うち 車椅子専用		うち 車椅子専用		
1	宇部・山陽小野田消防局	2	2	2	0	0	13	0	2	0	
2	山口市消防本部	1	1	0	0	1	7	0	2	1	
3	防府市消防本部	2	2	1	1	0	6	1	2	1	
4	下松市消防本部	1	1	1	0	0	7	0	1	0	
5	岩国地区消防組合消防本部	1	1	1	0	0	5	0	1	0	
合 計		7	7	5	1	1	38	1	8	2	

都道府県名：徳島県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3		うち 車椅子専用		うち 車椅子専用		
1	徳島市消防局	2	2	1	0	1	5	0	6	0	
2	鳴門市消防本部	1	1	1	0	0	4	0	5	3	
3	小松島市消防本部	1	1	1	0	0	3	0	1	0	
4	阿南市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
5	板野東部消防組合	2	2	1	0	1	3	1	4	2	
6	徳島中央広域連合消防本部	2	2	2	0	0	8	0	2	0	
7	みよし広域連合消防本部	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
合 計		10	10	8	0	2	26	1	20	5	

都道府県名：香川県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	高松市消防局	4	5	4	0	1	46	0	9	1	
2	丸亀市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
3	三観広域行政組合消防本部	1	1	1	0	0	6	0	1	0	
合 計		6	7	6	0	1	54	0	11	1	

都道府県名：愛媛県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	松山市消防局	8	8	3	2	3	49	2	27	14	
2	今治市消防本部	1	1	0	1	0	23	23	3	3	
3	東温市消防本部	1	1	0	0	1	4	0	5	2	
4	八幡浜地区施設事務組合消防本部	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
5	伊予消防等事務組合消防本部	1	1	1	0	0	10	0	1	0	
合 計		11	11	4	3	4	87	25	36	19	

都道府県名：高知県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	高知市消防局	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
2	南国市消防本部	2	2	1	1	0	3	1	2	1	
3	土佐市消防本部	1	1	0	0	1	4	0	4	3	
合 計		4	4	2	1	1	9	1	7	4	

都道府県名：福岡県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	北九州市消防局	10	11	11	0	0	36	0	13	0	
2	福岡市消防局	5	5	5	0	0	49	2	8	0	
3	大牟田市消防本部	1	1	1	0	0	2	0	1	0	
4	筑紫野大宰府消防組合消防本部	2	2	1	1	0	5	1	2	1	
5	久留米広域消防本部	5	5	5	0	0	37	0	8	0	
6	甘木・朝倉消防本部	1	1	1	0	0	3	0	1	0	
7	宗像地区消防本部	2	2	2	0	0	12	0	2	0	
8	糸島市消防本部	1	1	1	0	0	6	0	1	0	
9	筑後市消防本部	1	1	0	1	0	10	10	1	1	
合 計		28	29	27	2	0	160	13	37	2	

都道府県名：佐賀県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	唐津市消防本部	1	1	0	0	1	2	0	2	1	
2	佐賀広域消防局	2	2	2	0	0	18	0	3	0	
合 計		3	3	2	0	1	20	0	5	1	

都道府県名：長崎県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	長崎市消防局	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
2	県央地域広域市町村圏組合消防本部	2	2	2	0	0	9	0	2	0	
合 計		2	2	2	0	0	10	0	2	0	

都道府県名：熊本県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	熊本市消防局	15	15	11	3	1	42	0	19	5	
2	人吉下球磨消防組合	1	1	0	0	1	14	0	4	3	
3	宇城広域連合消防本部	1	1	1	0	0	4	0	2	0	
合 計		17	17	12	3	2	60	0	25	8	

都道府県名：大分県

No	消防本部名	患者等搬送事業者の認定状況									備考
		会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数			
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用				
1	大分市消防局	1	1	1	0	0	1	0	1	0	
2	津久見市消防本部	2	2	0	2	0	1	1	2	2	
合 計		3	3	1	2	0	2	1	3	2	

都道府県名:宮崎県

No	消防本部名	会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数		備考
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用			
1	宮崎市消防局	12	12	11	0	1	24	0	15	1
2	都城市消防局	1	1	1	0	0	7	0	1	0
3	日南市消防本部	2	2	1	1	0	2	0	2	1
4	日向市消防本部	4	4	3	1	0	9	0	4	1
5	串間市消防本部	1	1	0	0	1	3	0	2	1
	合 計	20	20	16	2	2	45	0	24	4

都道府県名:鹿児島県

No	消防本部名	会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数		備考
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用			
1	鹿児島市消防局	5	5	4	0	1	22	0	8	1
2	薩摩川内市消防局	3	3	1	2	0	22	2	3	2
3	霧島市消防局	2	2	0	0	2	6	0	2	0
4	姶良市消防本部	2	2	1	1	0	5	1	0	0
5	指宿南九州消防組合	1	1	0	0	1	3	0	2	1
6	大隅肝属地区消防組合	1	1	1	0	0	2	0	1	0
	合 計	14	14	7	3	4	60	3	16	4

都道府県名:沖縄県

No	消防本部名	会社数	事業所数			適任証保有者数		認定車両台数		備考
			うち※1	うち※2	うち※3	うち 車椅子専用	うち 車椅子専用			
1	那覇市消防局	7	7	0	7	0	8	8	8	8
	合 計	7	7	0	7	0	8	8	8	8

救急車の転院搬送利用と転院搬送の実態に関する調査研究
平成 29 年 3 月

発行
一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-5-11 11 東洋海事ビル
TEL : 03 (3506) 8529
FAX : 03 (3506) 8528

本報告書の全部又は一部を問わず、無断引用、転載を禁じます。

PJ No. 16307